

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 6 月 20 日 (木)

10 : 00 ~ 12 : 11

第 1 委員会室

1 水道局関係分 (10 : 00 ~ 10 : 22)

(1) その他 (所管事務調査)

報告 : 平成 24 年度光市水道会計決算見込みについて

【説明】 : 福島水道局長 ~ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○畠堀委員

今、局長からも、お話が出ていましたが、光合成プランのことにに関して、総論的なお話、御質問になるかと思いますが、光市の地域水道ビジョンとして、未来に走り続ける光のライフラインを基本理念に掲げた光市水道光合成プランというものに着手されているわけですが、この計画では、平成20年度から10年間の具体的な施策を掲げて、今、実行をされていると認識しております。特に、今年度は、その10年間の計画の中の間年当たるわけですが、本計画の前半を終えて、進捗状況だとか、環境変化等による見直し等で、特筆すべき内容があれば、お伺いしたいと考えます。

また、本計画の中では、29年度までの継続した施策として取り上げられている施策もあるわけですが、例えば、財政措置積み立てにおいては、供給サービスの低下を招かないコスト削減の取り組み。各施策達成のための財政措置などについては、係数面での目標額が掲げられてないわけですが、そういった施策の評価については、どのような観点で判断されているのか、取り組んでおられるのかについて、お尋ねしたいと思います。

○福島水道局長

光合成プランは29年度まで、10年間を目標につくったわけですが、厚生労働省がこのビジョンの見直しを行った「新水道ビジョン」を昨年度3月にそれを公表いたしております。今回のビジョンの見直しは大幅な見直しとなっており、特に人口減少の問題等を取り上げております。今、委員さんから質問があったように、今年6年目で折り返し地点です。当初つくった光合成プランと現在の内容では、相当大きな乖離があるものもあります。財政計画等の問題については目標どおりっております。しかしながら、そのほかの部分については、大幅な乖離があるところについては、修正していかなければならない

など思っておりますが、厚生労働省が見直した内容を、今度、全て今からつくり変えるということになりますと、この1年では、少し厳しいかなと思っておりますので、今年と来年にかけて、新しい光合成プランをつくっていかうと思います。この光合成プランの部分については、50年先、100年先をどういう水道事業にするのかというのが基本でございます。しかし、我々といたしましては、50年先の社会がどうなっているのかというのは、到底予測もできません。しかしながら、10年先ぐらいは、かつがつ予測ができますので、その辺で、10年ごと、さらには、5年ごとの微調整を図りながら、そのノウハウをストックできるような、持続可能な水道事業を構築するためのプランとしていきたいと考えております。

○畠堀委員

御回答いただきまして、ありがとうございます。大きな厚生労働省の方針の変更ということで、この一、二年をかけて、大きな見直しを行うということなので、また、まとめ次第、説明なり協議させていただけたらと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○大田委員

昨年度からと思うのですが、熊毛の水道水の配水管工事ですかね。今年度から本格的に始まったと思うのですが、その進捗状況をお知らせ願いたいと思います。

○田中水道局次長

現在、工事に関しては、平成27年度の4月から供用開始を目指し周南市と協議をして、それまでの各年度の事業費、事業内容は、調整はついているのですが、その他の問題に関しては、周南市と光市の協定ということが必要になりますので、今後の課題だと思っております。3カ年の総事業費は、約12億2000万円ですが、とりわけ今年度の工事に関しては、350パイの送水管を3500m布設及び推進工事、来年度までの2か年で行うポンプ所の築造等を予定しております。あと、維持管理等々の問題に関しましては、業務サイドで協議を行っているところでございます。

○大田委員

総事業費、350パイの3,500m今期やられる。来期は残り約何mぐらいあるのですか。

○田中水道局次長

初年度が約1,200mで、総延長が6,850mあります。ですから、今年度が先ほど言いましたように、約3,560mということですから、残りを差し引きしていただいたら、距離が出ると思います。

○大田委員

遅滞なく27年度、完了するようによろしくお願いします。

○笹井委員

それでは、2点ほどお聞きします。

まず、冒頭に説明があった水の販売の量のことですが、マイナス19万 m^3 というお話があったかと思えます。ここまで数字が出ていますので、もう少し中身についてお聞きしたいのですが、事業用と家庭用がそれぞれ、どのような動向にあるのか。そして家庭用については、全体でも減っていると思うのですが、一方では工事をして、4拡で増えているところもあるかと思うのですが、結局、工事をして、その分はどれだけ増えて、トータル的には幾らマイナスになったのか。その辺の動向がわかりましたら教えてください。

○福島水道局長

前年度対比で言いますと、家事用が7万1,056トン減少しています。営業用が8,300 m^3 増えております。公共用が4,021 m^3 減少しております。工場用が12万9,252 m^3 減少しております。トータル約19万4,000 m^3 減少しているということでございます。

それと、さらに、4拡の工事の関係で、どのくらい増えたかということのお尋ねですが、未給水地域の解消で、1件当たりの使用水量というのは微々たるものでございます。それが増えた分の影響というのは、ほとんどないと思えます。ただ、要望等があれば、それは給水エリアだったらやっていくと。しかしながら、なかなか水道を引いてくれないというのも現状です。ですから、そういうことを踏まえますと、これからの未給水地域解消で、大量にお金を使ってするのがいいのかその辺は費用対効果をみながら、慎重に対応してまいりたいと思っております。また水道局としては、本当に水源や水質に困っているところに給水するというのが原則であると考えます。

○笹井委員

わかりました。4拡を広げるときに、水道管を布設して、すぐには入らないが、過去にはだんだん入ってきて、結果的にはいい数字になったというような

話も聞いていますので、この辺、今後、私も少し注意して状況を確認していきたいと思います。

それから、もう1つ質問ですが、今、熊毛の送水管の話が出ましたが、協定は今後結ぶというお話が今あったかと思います。それでお聞きしたいのですが、今、協定的なものはないのか。そして、工事の費用負担とか、あるいは工事後の管理区分については、まだ、決まってないのか。それとも、もう、そこら辺はこういうようになったという考え方が決まったものがあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○田中水道局次長

運営形態は、第三者委託という形で、行うこととしておりますが、まだ、詳細な部分は協議中です。とりわけ、現在の周南市と光市の話し合いの中においては、配水池の入り口までの水の監理については、光市が行うと。そして、送水管の破損事故等がおこったら、市の境界線で分けて、光市の行政区域内であれば、光市が管理し、周南市側は周南市側で直すと。これらの費用に関しては、全て周南市が費用を負担するといった内容を協議しております。これらの協定に関して、今から業務課長から説明させます。

○宮崎業務課長

この熊毛に送水するということですが、これはもう段階を踏んでやっておりまして、まずは熊毛に持っていくという約束はしております。その後、光市の行政区域内の工事については光市でやっていくということと、その費用については、周南市からいただくというところまでは、協定は結んでおりまして、今、進めております。その後の協定等につきましては、この施設をどのように運用していくのか。管理をしていくのか。これらのことに伴う責任分界点、業務内容等を現在、話し合いを進めているところでございまして、その内容を協議して落ち着きましたら、今後は、対価ですね、金額等も含めて話を進めていくといった、手順を踏んでいく予定でございます。

○笹井委員

費用負担については、わかりました。ただ、今後の管理の区分、特に、建設後の管理の役割分担については、これは、ある程度の段階で決めておかないと、当然、管理コストというのが発生しますし、送水して、水道の料金は入ってくると思いますが、管理コストを考えると、それで順調な事業になるのか。それとも管理コストを引くとあまり大したことにならなくなるのか。その辺の審査というのが必要ではないかと思います。私の素人考えですが、排水管を熊毛ま

でやったら、漏れたときにですね、今の話ですと、光市内だったら光市がやるが、光市の境から熊毛のタンクまでですかね、そこが漏れたら、どっちが守りをするのかというのは、これは、もう既に工事が始まっている段階で、そろそろ決まっていなくてもいいのではないかなと思うのですが、その辺は決まっているのか、決まっていないのか、今後、どういうように詰めるのか、その辺を教えてください。

○宮崎業務課長

今、委員さんが言われましたことは、まさに、今、協議しているところでございまして、現在は、管を布設するなど、施設を構築しております、27年の4月までは水が通らないわけですから、そういった事故等も予測できませんので、この施設に、水が通ったときに、どのように、どちらの市が、どのような管理、どこまで管理していくのか。起こったときには、どっちの責任にしていくのかとか。そのとき、起こったときの費用負担はどっちにするのかとか。そういったことについては、施設の構築にあわせて協議しているところでございます。また責任分界点につきましても今協議しているところで、なかなか両市の思いがございまして、すぐには、納得する事項でもないので、しっかり詳細まで詰めていきたいと、今、そういう段階でございます。

○笹井委員

協議中というのは、とりあえず現状はわかりました。ただ、私は、自治体をまたぐ事業とか、そういうものは、後になって問題が発生しないように、あらかじめ想定されるものについては、きちんと役割分担をして、契約を交わしてから、協定を交わしてから事業に着手するのが基本ではないかなと思っております。水道局さんの、ほかの市の他部局でも、そういう話で、私は興味を持って勉強しよるところがありますので、その辺、私は意見としては言わせていただきますが、現状はよくわかりました。終わります。

以 上

2 病院局関係分（10：27～10：55）

(1) その他（所管事務調査）

報告：平成24年度光市病院事業等決算見込みについて

【説明】：西村病院局経営企画課長 ～別紙説明書のとおり

【質疑】

○大田委員

まず、病院の保育所について、お聞きしたいのですが。病院の保育所は、今、働いておられる看護師さんのための保育だと思うのですが、病児保育は今後やられるのでしょうかどうか。

○田村光総合病院事務部長

現状のところ、病児保育をする予定はございません。実際、光でやろうと思ったときに、小児科医が現在不在で、対応が困難であるということで、行っておりません。

○大田委員

今、常勤で、小児科医がいたら、やるかもわからないということですか。

○田村光総合病院事務部長

仮の話をされるとあれですが、常勤がいた場合は、それを想定していくのも、一つの手かとは思いますが。

○大田委員

了解しました。それと、一般質問でもお聞きしたのですが、メンテナンスのことについて、もう一遍お聞きします。

答弁では、消防などに関連してでは、メンテナンスはしておられたとお聞きしたのですが、そのほかについてのメンテナンスについての答弁はなかったように思うのですが、もう一遍お聞きします。

○田村光総合病院業務課長

消防以外のメンテナンスという部分ですが、電気設備点検、それと医療ガスの点検、これは配管等の点検も行っております。それとエレベーターの保守点検、それと受水槽、高架水槽などの点検も定期的に行っております。

○大田委員

建物の点検はやられていますか。

○田村光総合病院業務課長

建物の点検は、法的な点検がございますので、その点検はございますが、あとは自主点検というところでございます。

○大田委員

今、例えば、屋上の防水とか、外壁の漏水とかいう点検があると思うのですが、そのようなことはやっておられないのですか。

○田村光総合病院業務課長

防水対策につきましては、どうしても排水溝が詰まった場合、漏水する場合がありますので、それは定期的に職員で点検をするようにしております。

○大田委員

屋上の防水は、多分、この28年間の間に張り替えなんかをしなければならなかったと思うのですが、それはやられているのですか。

○田村病院局管理部長

私、当時、光総合病院の業務課長をしておったときに、何年か忘れましたが、今の北棟でございますが、防水のシートを張りまして、雨漏りがありましたので、そういう処理をしております。

○大田委員

北棟はわかりましたが、中央棟、南棟は、どうですか。

○田村光総合病院事務部長

現状では、防水のことは、実際にありますと行いますが、漏水するかどうかという調査はしておりません。実際にコンクリートですので、そのあたりがあれば、当然ながら、屋上部分でやっていくことになると思います。

○大田委員

管理部長は、28年間、病院は、24時間365日毎日使っているから老朽化が早いという答弁であったのですが、メンテナンスをしないで、老朽化が早いという根拠は何かあったのですか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○田村病院局管理部長

3月議会に、そのように答弁しましたし、同じ3月の委員会でも、一般質問の答弁をそのまま踏襲した形でお答えをしております。基本的には、今、メンテナンスにつきましては、業務課長が申したように、そういうものをやっておりますし、建家につきましては、そういう必然性があれば、北棟もやりましたし、今、南棟、中央棟においては、そういうものはやってはおりませんが、ただ、24時間365日、これは、病院はずっと毎日稼働しています。動いています。実際、そこに人間がおります。ですから、一般的な、例えば、デパートだとか、例が適切か、どうか、わかりませんが、そうしたものと比べれば、稼働をずっとしているの、その辺の劣化が、特にこの劣化というのは、例えば、エレベーターにしてもそうですし、受水槽だとか、高架水槽だとか、あるいは電気の関係だとか、そういったものは、より劣化が早いのではないかということでございます。

○大田委員

メンテナンスをされていますかとお聞きしたときに、メンテナンスはしておりますと。劣化しているという答弁ではなかったのですよね。だから、建物の劣化があるから建てかえる根拠の一つになっていると、私は感じているのですよ。だから、建物劣化の根拠を示してほしいと。建てかえるのは、現在対応していないとか言われましたが、建物28年たって、一般の建物よりも劣化が激しいから、建てかえる根拠の一つであると言われていたから。

○田村病院局管理部長

劣化の根拠と申しますと、その辺は、そういうものは検査をしております。具体的に。どういうものかというのは、北棟、南棟、中央棟、全て、そういうものはしてありません。前回も大田委員さんのほうには申し上げましたし、一般答弁でも、委員会でも申し上げましたが、私は、劣化をしたと。だから、光総合病院は建てかえんにやいかんと。それも一つの要素ではあるが、光総合病院の移転新築につきましては、市長への報告書にも述べておりますように、今後、光総合病院が急性期の医療をどういう形で行っていくか。そうした中で、現在の場所で、いろいろなシミュレーションをしたと。そうした中で、現地では難しいと。ですから、移転・新築が望ましいということをおっしゃったということございまして、劣化をしたと。建物が劣化をしたから、あるいは老朽化、狭隘化、だから、すぐ建てかえんにやいかんと。それも一つの要素ではありますが、

それが全てではございません。

○大田委員

だから、一つの要素を答えてくださいと、私はお聞きしているのです。

○田村病院局管理部長

今も御答弁いたしました。具体的な調査等は行っておりません。

○大田委員

だから、調査してみて、どのようなところかというのを。ただ、狭隘化というのは、建物が建って、そこに建物の土地が狭いから狭隘化と言われるのだらうと思うのですよね。それで、中のいろいろな施設に対しても、いろいろ使う場所が少ないから、狭隘化と言われるのだらうと思うのですよ。違いますかね。

○田村病院局管理部長

ここに光総合病院の今後のあり方というものを、委員さんのほうにも説明会をさせていただきまして、お話をさせていただいております。

この中の22ページ、施設設備の考え方、施設の狭隘化、老朽化、具体的な内容をこの中に入れております。

○大田委員

いつまでたっても、こう、平行線だらうと思うのです。何遍も言うのですが、新築移転するのも、それは確かに一つの考えだらうと思うのですが、そこにおいて、現在あるのを、いかに改修して、大金をかけないでやるのも一つの手だらうと思うのですよね。改修ができないというのを、一応、図面やら書いて示されておられますが、でも、私は、工夫したら、もっとできると思うのですよ。このぐらいにしておきます。

○笹井委員

それでは、きょう報告のありました決算見込みについて、詳しくは、9月という話もありましたが、状況をお聞きしたいと思います。

5ページに、大和の入院患者とか、損益の見込みがあります。これを見ると、今回、黒字になったのは、療養病床の入院患者数が前年に比べて68.9人増えたからというのは、数字としてはわかるのですが、実態として、どういう患者さんが来られているのか。そして、療養病床になる前と現在では、ここがこういように変わったというところを、実感できるように御説明いただければと思

います。

○小田大和総合病院業務課長

療養病床の患者さんが、どのような患者さんが入院されているかという御質問でしょうか。

○笹井委員

前年度115人で、今回184名ですかね、増えていますので、それが、例えば、エリアが広がったとか、あるいは他の病院から転院があったとか、何か増えた流れがあると思います。それを聞きたいので、実態を教えてくださいと思います。

○小田大和総合病院業務課長

療養病床は、全部で203床ございます。その中で、184名、1日平均患者数が184名ということで、90%ぐらいの稼働率になっております。どういうふうにして、この患者さんが増えたかと言われると、115人から184人増えているのですが、これは23年度につきましては病棟の改修を一部行っておりましたが、24年度につきましては、4月から203床でオープンをしておりますので、その関係もございます。患者さんの、エリアにつきましては、23年度から療養病床が増えてまいったのですが、そういう大和総合病院のほうで、療養病床が増えてきているという住民の方の認識もございまして、エリアにしましても、光地区、柳井地区、下松、周南地区ですね。その辺も徐々に広がってきておりますし、各急性期病院から大和病院への転入の患者さんも増えてきております。これは病棟の数が増えたということもありまして、認知度が各病院のほうにも広がったため、増えてきているのではないかと考えております。

○笹井委員

はい、わかりました。これは大変、大和の皆さんの御努力により、いい結果になっておりますので、私たちも本当に喜ばしいことだと考えています。

もう1つ、医師について聞きますが、本会議中の質問の中で、医師がまた減るというような話があったかと。それが、実際に、そういう動きがあるのか。そして、それに伴って、診療科目が今後、診療科とか、診療時間が変わることが現在予定されているのか、ここをお聞きしたいと思います。

○小田大和総合病院業務課長

議会の一般質問でもお答えしておりますが、この6月末で、外科の医師、療

養病棟も担当しておりました医師が1名退職となります。それに伴いまして、外科外来の診療につきまして、現在、毎日診療を行っておりますが、金曜日の午前中の診療について、7月1日より休診となります。

それから、病棟のほうでございますが、これは現在おられる先生方で、診療は続けてまいりたいと考えております。

○笹井委員

はい、わかりました。退職の理由を聞いても、なかなか答えづらいところですが、ただ、過去の委員会なんかでも聞いていますので、どういう理由か。それは医局人事で医局に戻って補充がないのか。それとも自己都合で、もうやめられるのか、そこはどっちでしょうか。

○小田大和総合病院業務課長

自己都合でございます。

○笹井委員

わかりました。質問終わります。

以 上

3 福祉保健部関係分（11：14～12：11）

（1）付託事件審査

①議案第70号 平成25年度光市一般会計補正予算（第3号）

【説 明】：古迫福祉総務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第72号 平成25年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

【説明】：中邑高齢者支援課長 ～別紙

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

【質疑】

○田中委員

子宮頸がんワクチンについて、お聞きしたいと思います。先日、6月14日に、子宮頸がんワクチンについて、厚生労働省の専門家会議は、接種の後、原因不明の体中の痛みを訴えるケースが30例以上報告され、回復していない例もあるなどとして、積極的に接種を呼びかけるのを一時中止すべきだという意見をまとめました。これは報道で見たのですが、それを受けて、厚生労働省は近く全国の自治体に対して、積極的に接種を呼びかけるのを中止するよう求めることにしていますとありますが、光市では、これまで子宮頸がんワクチンの接種後の体調不良や、精神的不安の相談などはございましたでしょうか。

○奥河内健康増進課長

子宮頸がんワクチンの予防接種につきましては、本年4月から定期接種として実施しているところでございますが、委員御案内のとおり、6月14日厚生労働省から専門家会議の「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に見られたことから、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」という専門家の意見に基づき、県を通じ、市町村に対し、積極的な勧奨とならないよう留意すること。定期接種を中止するものではないこと。医療機関に対して、積極的な勧奨を行っていないこと、及び接種の有効性、安全性等について、十分に説明を行うこと等について、勧告が出されたところでございます。

なお、積極的勧奨ということについて御説明を申し上げますと、市の広報やホームページなどにより、接種可能なワクチンや対象年齢などを広報しているところでございますが、積極的な勧奨とは、これらに加え、標準的な接種年齢の前に接種を促すハガキを各家庭に送ること等を指しております。

また、本ワクチンにおける本市の過去の相談事例についてでございますが、その内容を具体的に説明することは控えさせていただきたいと存じますが、相談は1件ございました。

なお、現在の対応につきまして御説明いたしますと、厚生労働省から通知のありました14日に光市医師会長並びに担当理事に連絡をするとともに、17日の月曜日には、市内各医療機関に対しまして、積極的勧奨を行わないこと等についての文書を配付したところでございます。

また、今後につきましては、6月25日号の市広報及びホームページにおきまして、ワクチン接種の有効性や安全性等について、市民に広く情報を提供してまいりたいと考えております。

○田中委員

そしたら、現場でも接種を希望される方には、よく説明をしてからという対応をとるということで、とめるわけではないという回答でよろしいですか。

○奥河内健康増進課長

そのとおりでございます。定期接種を中止するということではございません。

○田中委員

最近、出たばかりで、対応を考えるとところですが、本当に命にかかわることでもあるので、光市として、国の動向を見守りながら、一時中止ということもあるのかなと自分の中では思っていたのですが、しばらく中止して、動向を見守るという考えは今のところ、光市は、考える必要はないというお考えでよろしいですか。

○奥河内健康増進課長

先ほど申し上げましたように、予防接種の有効性もありますことから、この有効性とリスクについて十分保護者に説明した上で、判断をしていただくということにしております。

○田中委員

了解しました。ぜひ、丁寧な説明と対応をよろしく願いいたします。

もう1つ、不育症治療費補助制度についてお聞きしたいと思いますが、今年度から、不育症治療費補助制度がスタートして、まだ2カ月ですが、まだ、その反応、問い合わせや申し込みなど、状況はいかがでしょうか。その点についてお聞かせください。

○奥河内健康増進課長

不育症治療費の補助制度についてでございますが、現段階で、まだ申し込みはございませんが、市広報で補助事業のことを知り、窓口に来られて、詳細を尋ねられたという方はおられます。今後につきましても、市広報等を通じ、広く市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

○田中委員

不育症は、適切な治療を受ければ、80%の以上の確率で出産にたどり着けると言われているようで、本当に赤ちゃんの欲しい夫婦にとっては、希望の補助制度だと思いますので、引き続き広く周知をお願いしたいのですが、例えば、その中で、市内の産婦人科さんなどに案内やチラシを置くとかという活動はされておられますか。

○奥河内健康増進課長

市内の医療機関のみならず、県内の医療機関には全て周知をしているところでございます。

○田中委員

わかりました。今後とも広く周知をして、活用していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう1点。障害者雇用の支援について、お尋ねしたいと思います。障害者雇用は、障害者の就労意欲の高まりに加え、今春から法定雇用率が引き上げられたことも背景にあり、3年連続で過去最多を更新しましたとあります。市の取り組みとしては、このたびの同僚委員の一般質問で一定の理解はしましたので、光市内の民間の取り組みについて、お聞きしたいのですが、光市の障害者就労雇用支援は新しいNPOの立ち上げ、また会員として障害者雇用の応援をしている人たちなど、たくさんいらっしゃると思いますが、どのような団体、活動があるかというのは御存じでしょうか。お尋ねします。

○古迫福祉総務課長

障害者の就労ということで支援している団体等でございますが、一般質問でもお答えしましたように、市内では、社会福祉法人、NPO法人においては、障害者自立支援給付事業の中で就労支援の取り組みをしている事業所が数カ所ございます。市の支援としましては、給付費ということで支援しております。その中でソフト的な事業ということで、各事業所独自にいろいろ行っております。従いまして登録のある事業所につきましては、把握はしておりますが、例

えば、総合支援学校からの受け入れ先とか具体的なものは、承知はしていない状況でございます。

○田中委員

僕も突然の質問だったのですがそれが、報道とかで初めて、何年間もそういう障害者の就労支援とか、雇用支援を行っている方がいらっしゃるということを知って、このたびお尋ねするところですが、本当に温かい心を持った人たちのおかげで、障害を持った人たちの希望になる光市になってきていると思いますが、これから、共創・協働のまちづくりという中で、そういう民間の方たちとも情報交換などをしながらやっていただけたらと思うのですが、そんな感じで、情報交換の場とか、協議会みたいなものをやるとか、そういったお考えはありますでしょうか。お聞かせください。

○古迫福祉総務課長

障害者総合支援法ということで、障害者の方の自立と社会参加、特に障害者の方の人権あるいは、障害者の方の理解をしていただくということで、今、国をはじめ市も取り組みを進めております。そんな中で、光市が立ち上げている自立支援協議会という組織がございます。その中に、就労部会等、3つの部会があるわけですが、そこに、そういった就労に向けた、例えば、また福祉就労とか、そういったことをPRしていく部会がございます。部会にはいろいろな団体から部会員が出ておりますので、そういったところと連携を図って、今おっしゃられたような取り組みについて、情報等の共有を図るとか、部会を通じて、今後とも引き続き支援をしていきたいと思っております。

○田中委員

わかりました。今後とも、障害のある人たちにとっても、光あふれる希望の町になるための取り組みをお願いして終わらせていただきたいと思います。

○畠堀委員

平成25年度の総合計画に基づく、主な事業の新規事業の一つに、「がん検診のトリプルお得事業」というのが実施されておまして、光市として、がん予防の促進に向けた取り組みとして、評価されるのではないかと考えております。

まずは、本市における、ここ数年間の疾病状況として、悪性の新生物の罹患状況、死亡状況になるのかもわかりませんが、部位別に概略で結構ですが、お尋ねしたいと思います。

○奥河内健康増進課長

本市の悪性新生物、いわゆる、がんの死亡者数につきましては、平成20年が165人、平成21年が160人、平成22年が180人、死亡者数の全体に占める割合でございますが、平成20年が29.7%、平成21年が27.7%、平成22年が28.6%という状況でございます。また、部位別の罹患率につきましては、本市の状況についてはわかりませんが、山口県内において平成20年の1月から12月までの1年間に、新たにがんと診断された方を集計した数値がありますので、多いものから順に御紹介いたします。

男性の5,551件のうち、主なものは、胃がんが19.4%、肺がんが16.3%、大腸がんが13.3%、前立腺がんが10.6%、また、女性の4,043件のうち、乳がんが17%、大腸がんが15.6%、胃がんが12.3%、肺がんが9.8%、子宮がんが6.9%などとなっております。

また、年齢別に見ますと、3分の2以上が65歳以上の方で、働き盛りの40歳から64歳の年齢層も全体の約4分の1を占めております。

○畠堀委員

ただいまの悪性新生物の罹患状況について御説明いただきました。市内においても3割近くの死亡率ということで、県内においては、男性は圧倒的に胃がんが多いと。女性においても胃がんが5位になっているということで理解しましたが、その中で、本年度、実施しておりますがん検診のトリプルお得事業、これも胃がん検診にターゲットを当てたような制度だったと思いますが、一度、内容についてお尋ねしたいと思います。

○奥河内健康増進課長

がん検診トリプルお得事業は、3つの検診で3つのお得をプレゼントという事業でございますが、まず、1つ目のお得といたしまして、集団検診、医療機関での個別検診を問わず、本市が実施いたしますがん検診を3つ以上受診されますと、協力店舗等で利用できるお得券をプレゼントする。

それから、2つ目のお得といたしまして、医療機関で実施をいたします個別検診で、胃がん検診を含む3つ以上の検診を受診された40歳から70歳未満の方に、来年度の個別検診で利用できる1,000円割引券をプレゼント。

それから、3つ目のお得といたしましては、自分自身の健康管理ができると、こういった事業でございます。

○畠堀委員

あわせて、今年度の事業の中で、がん検診の受診率向上戦略として掲げてお

られます、がん検診の推進協力隊の募集ということで、関連してくると思うのですが、こちらの推進状況について、お尋ねしたいと思います。

○奥河内健康増進課長

「がん検診すすめ隊」の、いわゆる協力店舗についてですが、現在で21店舗、協力店舗がございます。そのうち2店舗については、ポスター等の掲示をお願いすると了解いただいた店舗でございますが、19店舗につきましては、何らかの割引、あるいはサービスの了解をいただいているところでございます。

○畠堀委員

その割引の状況だとか、お得状況というのは店によって違うということで理解していいのか。あと、そういったものの一覧というのは、公示みたいなことは何か考えておられるのか。お願いします。

○奥河内健康増進課長

店によって、当然違います。ゆーぱーくでありましたら、入浴料100円割引でありますとか、サイドメニュー100円引きでありますとか、3,000円以上お買い上げの方500円引きでありますとか、いろいろ店舗によってサービスは違います。

これを周知するのは、申請に来られた方に券を発行いたします。それとともに、ホームページで、割引内容等をお知らせすることにしております。

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。がん検診に戻りますが、比較的、県内においても多いということで、光市内、本市においても多いのではないかとということが予測されます胃がん検診の受診促進ということに注力といたしますか、主力を置いたトリプル検診ではないかというように理解しているわけですが、この胃がん検診につきましては、本市においても、巡回X線撮影による検診等も、これまでやってきておりましたし、一部、報道でも出ましたが、行政等の放射線技師法の解釈については、厚生労働省並びに県の会見等も、若干、ここ数カ月間に動きがあったと思いますが、そのあたりの動向とか、光市の対応についてお尋ねしたいと思います。

○奥河内健康増進課長

まず、胃がんの集団検診につきましては、11月に5回以上6日間にわたって実施予定でございますが、このたびの医師が立ち会っていない検診者によるレントゲン撮影は違法であるとの国の見解に基づき、本市では光市医師会の御協

力によりまして、この6日間について、医師を確保したところでございます。

なお、5月に63回以上10日間で実施する予定でありました肺がんの集団検診につきましては、11月の胃がん検診の日程に合わせ、同じ会場で医師立ち会いのもとで実施する予定でございます。

このたびの件につきましては、山口県並びに山口県市長会を通じ、国に対し、法の改正とともに弾力的な運用を求めたところでございますが、国からの回答は、過去の国会でも、医師の立ち会いのない検診は違法との見解を示しており、今回の回答は、改めて同様の見解を示したものであるということ。また、医師の立ち会いについては、必ずしも検診車内に医師がいる必要はない。少なくとも検診に同行している。すなわち同じ会場に医師がいればよいと解釈をしているとの回答がございました。

来年度以降の対応についてでございますが、医師の立ち会いが必要であるということでございますから、医師確保にかかる経費でありますとか、今年度の受診率、受診状況等により、判断をしてまいりたいと考えております。

○畠堀委員

本市における胃の集団検診については、今、御説明いただきましたが、今年度については、昨年度までと同じ機会があると考えてよろしいのですか。

○奥河内健康増進課長

胃がん検診につきましては、昨年度より1日少なくなっています。

○畠堀委員

今、御説明いただきましたように、X線撮影による胃がん検診、これについては、医師の立ち会いという条件がついたということで、非常に今後の受診についてはハードルが高くなってくる。そして、また、実施をしたとしても、費用面での拡大と、増大というのが予測されるわけですが、特に罹患率の多い胃がん検診について、一般的には、全国的にもX線撮影の検診については低迷しているというのが現状ではないかと思えます。そういった中で、一般質問で同僚委員からも御紹介なり、要請がありました、胃がんリスク検診についてですが、こちらのほうについては、血液検査を受ける中で検査項目をふやせばよいということで、受診をする側としても、非常に負担といえますか、負担は特にこれまでと変わらないと思えますが、あとは費用面ですが、費用面についても、胃がん検診と比べて、そんなに高くないのではないかと認識しておりますが、こちらの検診について、光市の保健事業として組み入れていくということについての御検討はされておられるのでしょうか。考え方についてお尋ねします。

○奥河内健康増進課長

胃がんのリスク検診についてでございますが、この検診は胃がんになりやすいかどうかをピロリ菌の有無、それから胃粘膜の萎縮度を血液検査で検査する方法でございます。リスクの低いA郡から高いD郡まで、4段階に分類にして判定する検査方法でございます。

これにつきましては、昨年に医師会と協議を行った経緯がございます。このときの医師会側からの御意見といたしまして、まず1点目、仮に、リスクが低いA郡であったとしても、胃粘膜の萎縮と関連のない胃がんもあることから、バリウムでの検診はしたほうがよい。であれば、最初からバリウム検診を勧める。2点目、判定が難しく、検診には適さない。3点目、ピロリ菌が陽性に出ても、胃潰瘍等の既往歴があるもの以外は保険が効かないため、検診後の対応にも課題が残る。このような御意見をいただいております。

以上のことから、現段階で、胃がんリスク検診の導入は困難ではなかろうかと考えております。

○畠堀委員

胃がんリスク検診とピロリ菌に対しては、学会等なり、中でも、いろいろな判断なり、見識はあると伺っておりますが、一般的に言われております日本人の高齢層に、50歳以上の方についてはピロリ菌の寄生が非常に多いと。特に国内のピロリ菌については、毒性が高いピロリ菌だということも指摘されておまして、それが胃がんにつながるリスクというのは非常に高いということは、理解しているわけですが、特に本市においても、高齢化の非常に高い状況にあるということと、先ほどの説明の中でも、働き盛りから、高齢者の方のがんの罹患率が高いということと伺っております。そういった中で、X線の検査が非常に困難になったということもありますが、なるべく、広く、多くの方に気軽、負担なく受診できるということでは、このリスク検診についてはメリットがあるのではないかなと考えております。そういった意味で、他の自治体においても、保健事業として導入されているところもふえてきておりますし、いろいろな協会けんぽ等も、そういったものが導入されているところもあるということ。そして、X線撮影のがん検診が非常に難しくなっているということもあわせて、ぜひ、前向きに御検討いただきますように要請して終わりたいと思います。

○笹井委員

それでは、高齢者福祉就労事業についてお聞きします。実は3月の環境福祉経済委員会の予算審議で、これ土木費に計上されていますので建設部に聞いたところ、そのときの回答が、「予算計上は建設部であるが、実施は福祉保健部

なので、詳細は福祉保健部に聞いてほしい。」と。こういう回答でした。まず、高齢者福祉就労事業、これ金額4,370万円ですが、この事業の目的と事業主体について教えてください。

○中邑高齢者支援課長

まず、事業の目的でございますが、高齢者の方の生きがい対策を目的とした事業でございます。第2義的には、低所得高齢者の自立支援、生活支援という意味合いを持った事業でございます。実施主体はということですが、実施主体は光市でございます。

○笹井委員

実施主体は光市ですが、これは、光市が直接そういった対象の方を雇用して実施する体制なのか。それとも、どこかの事業主体を選定して、そこにお金を出して、そこにやっていただく事業でしょうか。

○中邑高齢者支援課長

就労者個人の方につきましては、市に就労申請をいただいて、こちらで承認をして、報償費という形で、直接、就労者の方にお支払いしております。ただ、実際の事業の運営事務管理、連絡調整等については、光市高齢者福祉就労事業運営協議会という団体ございまして、そちらに事務管理等を委託しているものでございます。

○笹井委員

運営協議会の構成を教えてください。

○中邑高齢者支援課長

運営協議会は、構成としましては、建設一般労働組合山口県本部光市部役員の方と、高就労の事業現場が市内に10カ所ございますが、その各現場の責任者で構成されている団体でございます。

○笹井委員

あと、先ほどの説明で、申請は各人で市に行くということですが、その申請に当たっての対象の要件というのがありますか。

○中邑高齢者支援課長

年齢が60歳以上でございます。実際に就労についておられる方は80歳までで

すが、新規就労、新たに就労を申し込まれる場合の年齢は70歳以下ということにしております。

○笹井委員

これ先ほど10カ所の施設、運営協議会に入っているということですが、実際に事業をする実施場所については、これはどこが決めるのでしょうか。そして、また、この場所で何をどうすると。こういう仕様というのものもあるのか、ないのか、どこが決めるのか、お答えください。

○中邑高齢者支援課長

まず、実施場所の選定でございますが、現場の場所選定につきましては、高齢者支援課と建設部で協議を行い、場所の選定を行っているところでございます。実際の現場の就労事業内容でございますが、これについては、建設部で、各現場に業務内容をお示ししているところでございます。

○笹井委員

実際の仕事の中身としては、どういうことをやってもらっているのか。そして、その事業を実施すれば、成果というのがあるのでしょうか、その成果については、どのように確認されているのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

作業内容は、対象場所が公共の場所で、公園、あるいは植樹帯が主になっています。といったことから、草抜き、あるいは散乱したごみの収集、そういった作業が主になっております。業務成果の確認につきましては、建設部の職員が現場を見回って確認をしており、業務によって発生する草の処理等については、建設部の所管において処理を行っているところでございます。

また、今日はこういった業務を行ったという日報と就労者個人の勤務日数というか、勤務状況については、一月分をまとめた形で、市に提出をしておりますところでございます。

○笹井委員

実態はわかりました。この事業を実施するための根拠法令というか、これをやらなきゃいけないと定めたものは何かあるのでしょうか。それとも、そういうのはなくて、市の単独施策として実施されているのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

市の単独事業であり、法令等の整備はないところでございます。

○笹井委員

最初に聞いた事業の目的のときに、まず、最初に生きがい対策であると。2番目に低所得者の自立支援であるというお答えがあったと思います。低所得者の自立支援に関しては、私も理解できるところがあるのですが、ただ、1番の目的が生きがい対策であると言われると、生きがい対策に4,370万円、しかも、それが登録制で特定の方だけの対象になるというのが、これが事業として、現在、必要があるのかどうなのかというのは疑問に思っています。これ現在、必要なのですか。必要性について、お答えください。

○中邑高齢者支援課長

最初に目的のところでも申し上げました点において、現時点において必要な事業と考えております。

○笹井委員

私は、必要であれば、きちんと低所得者の自立支援というところを第一目的にして、事業名もそれに合わせた事業名にして、きちんと福祉保健部で予算計上すべきだと思います。今のお話を聞いてみますと、確かに事業実施上の細かい事業確認なんか、確かに建設部が得意なのかなとも思いますが、ただ、目的からすると、これはきちんと福祉保健部で予算立てをして計上すべき事業だと私は考えるのですが、どうですか。福祉保健部で予算計上すべきではないのでしょうか。それとも建設部で予算計上する理由があるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

現在の予算措置につきましては、作業対象場所が公園であるとか、植樹帯の清掃維持管理業務に対する対価ということで、建設部において予算措置をしているところでございます。委員仰せの福祉保健部がいいのか、どこがいいのかということについては、今後、関係課と協議をしてまいりたいと考えます。

○笹井委員

これについては、予算計上、そして予算は当然議会で審議をしなければいけないということでございます。3月議会であったように、我が部では答えられないということがありますがこれはじゃあ審議になりませんので、やはり、これはきちんと答えられるところが、きちんとその責任において予算計上をすべ

きだと私はそう直してほしいと要望させていただきます。

○大田委員

先ほど予算説明でもありましたが、78万8,000円生保の事務費をつけられておられるのですが、これは多分、生活保護費で、国が生活保護の減額をしたことでつけられていると思うのですが、光市では、現在、国が減額したことで、どうい影響が出ているのか、教えてください。

○古迫福祉総務課長

光市における影響でございます。予算ベースで申し上げます。平成25年度予算計上しております生活扶助費は、1億9,400万円です。実施が8月からということと、それから3分の1ずつ実施するというので、本年度の影響額は、230万円程度、約1.2%を見込んでいます。

○大田委員

今年度は230万円程度、減額になるということですね。

○古迫福祉総務課長

減額になるということでございます。

○大田委員

それが支給されている家庭において、それぞれあるでしょうが、平均というか、代表的なところで、一家庭にどのぐらいの影響が出るのですか。

○古迫福祉総務課長

標準世帯で、3つのパターンで御紹介をさせていただきます。33歳と29歳の夫婦及び4歳の子供の3人世帯ということで、月額が9,700円程度、6.8%の減額でございます。これが1つ。それから68歳の単身世帯、これは逆にふえるパターンですが、月額200円、0.3%の増額でございます。それから、30歳、4歳、2歳と3人世帯の母子家庭ということであれば、月額が2,200円程度、1.3%の減額を今のところ見込んでいます。

○大田委員

今、お聞きしたら、68歳の単身世帯で、約200円の増額と今お聞きしたのですが、間違いはないですか。

○古迫福祉総務課長

はい。増額で間違いございません。と申しますと、今回の先ほどポイントでございしますが、まず、平成20年度以降の物価の下落分というのが大きいのが一つあるのですが、あと、世代間の見直しがございます。その中で、年齢階層の見直しにつきましては、12歳から40歳までは減額、あとの世代は増額というのが1点ございます。それと世帯の構成人員が大きくなればなるほど、それだけ出費も少ないこと、スケールメリットということで、その低減率が新たに加えられておりますので、2人世帯、3人世帯、4人世帯になるほど、その低減率が大きくなります。したがって、ひとり世帯は、その低減率がかかっておりません。従いまして60歳代の単身世帯は、逆に上がるということでございます。

もう1点の地域での支給の割合でございます。1級地、2級地、3級地、それぞれ1、2ありますので、全国6つのランクで分けております。光市の場合は3級地の1ということで、逆に増額されており、この高齢者の単身世帯につきましては、200円の増額ということで試算をしております。

○大田委員

ある程度、了解しました。それと生保を受けられる方で、月いくらまでは免除されるというのがあって、それも改定されたと思うのですがどうですか。

○古迫福祉総務課長

今回、減額だけではなく、そういった就労、自立に向けて就労を促すことも挙げられております。具体的には、勤労をされた場合の収入の働く意欲の向上に向けての措置ということで、働いた場合、基礎控除が適用されます。現行8,000円の基礎控除のところは1万5,000円に上がっておりますので、働く意欲の向上の措置が図られております。

○大田委員

働く意欲を持たせるために、生活保護を受けられた方にそういうような啓発活動とかいうのは、されておられるわけですか。

○古迫福祉総務課長

稼働年齢層で、働ける方につきましては、常に就労に向けた取り組みを行っておりますので、続けていきたいと思っております。

○大田委員

これは生活保護で下げられるのは、生活扶助のことに対してだけ減額にこのた

びなったのですか。それとも、教育扶助とか、医療扶助とか、住宅扶助とかあると思うのですが、それは下げられてないのですか。

○古迫福祉総務課長
生活扶助のみということでございます。

○大田委員
了解しました。

以 上

平成 25 年 6 月 21 日（金）

10 : 00～14 : 10

第 1 委員会室

4 環境部関係分（10 : 00～10 : 52）

(1) その他（所管事務調査）

【質 疑】

○笹井委員
それでは、下水道について項目数ありますが、お尋ねをしたいと思います。
まず、普及率の整備率についてお聞きしますが、直近の光市内の地区別の普及率と整備率そして、光市の総計と比較のため県平均についても教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長
それでは、普及率と整備率でございますが、平成24年3月末の率でお答えしたいと思います。

なお、整備率につきましては、処理分区の関係で室積と大和と光市全体しか求めておりませんので、御了承いただきたいと思います。

まず、普及率でございますが、室積地区が64.5%、光井地区が95.3%、島田地区が79.0%、浅江地区が98.5%、三井地区が98.7%、中島田・上島田地区が83.7%、大和地区が52.9%、これに伴いまして、光市での普及率が76.7%、なお、山口県全体での普及率が60.9%となっております。整備率につきましては、室積地区が46.3%、大和地区が63.2%、光市全体で申し上げますと69.3%、な

お、山口県全体につきましては、発表がございません。

○笹井委員

わかりました。3月の議会におきまして、下水道料金の料金改定、値上げですが、これを可決させたところでございます。ここでもいろいろ審議はありましたが、少し私なりに疑問点がまだ解消されてないところもありますので、再度下水道料金が高くなった理由について尋ねます。

今までの説明では、下水道の供用が昭和61年と遅かったことや、人口集積が光市は割と低いですから、配管コストがかかるというような説明がありました。比較の対象として、下松市は県内で最も下水道料金が安いのですが、これは53年に供用されており、人口の集積も、確かに光市よりは高いかと思えます。

ところが、県内よく調べてみますと、県内いろいろ浄化処理場などあるわけですが、美祢市は平成元年に供用開始、柳井市は平成6年と、光市よりも後に供用開始されており、人口集積も光市とそんなに変わらないか、もしくは悪いぐらいだと思うのですが、下水道料金は光市より安いですね。美祢市は県内13市中6位、柳井市は13市中3位です。特に、光市の場合は、光市だけではなくて流域下水道事業として3市、発足時でいうと1市4町、これは協同で取り組んでおり、浄化センターも協同で取り組んだ中で1カ所なので、普通考えれば資本的にも運営的にも安くなるのがどおりではないかと思うのですが、光市の下水道料金が高くなった理由というのが、先ほど説明のあった供用開始とか人口集積以外にもあるのではないかと思うのですが、その辺の認識をお答えください。

○松本環境部次長兼下水道課長

光市の下水道料金が高いという理由でございますが、今まで説明してきておりますように、下水道事業につきましては、昭和52年に事業が認可されまして、事業着手が昭和53年と、遅いということ。また一部供用開始が昭和61年でございますが、事業着手当時から他市に比べてもかなり早いペースで事業を進めてきたことが上げられると思います。特に、昭和60年から平成13年にかけては、年間10億円を超える事業費の投入を行ってきているところでございます。また、光市の地形的な条件などで投資効果が良くないということも考えられるところでございます。先ほど例に挙げられました美祢市、柳井市と比べれば、一つには下水道の計画面積の違いがございまして、2市に比べて光市はほぼ倍の計画面積を持っております。また、それぞれ2市とも処理場1つそれぞれ持っておりますが、周南流域の浄化センターに比べれば処理能力も少なくして済むということなどの違いがございまして。

○笹井委員

とりあえず、今の説明は納得できるところもあります。特に、その工事費が年間10億円ですか、結構な額で現在山口県平均を超えている普及率になっているというのは、先ほどの説明でわかりましたので、ある時期集中してやられたのかなという理解はいたしました。

ただ、そうは言いましても、現在多額の額を県に払っていますので、その辺ももう少し精査をしていきたいと思うのですが、光市から山口県に払う下水道の使用料というのですが、負担金というのですか、これが4億1,869万円ですが、これは建設に伴う資本費とそれから運営に関する維持管理費に分かれていると思うのですが、その内訳を教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

平成23年度の決算がございますが、周南流域下水道事業への負担金は、先ほど申されましたように4億1,869万円でございます。

その内訳でございますが、維持管理費が2億1,479万円、資本費が2億393万円でございます。

○笹井委員

わかりました。維持管理費は光市から県に、資本費も維持管理費もですが、光市から県に払って、県からまた更に、浄化センター、今は指定管理団体の運営になっていますが、そちらのほうに維持管理費は行くようになっていくと思うのですが、それは光市の分と、それに加えて周南市と岩国市を含めると、浄化センターに払う費用というのは幾らになるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

決算の報告がなされておりまして平成23年度分で言いますと、山口県からの職員の人件費や、また公課費いわゆる消費税などを除きますと、約3億6,000万円でございます。

○笹井委員

3市で今3億6,000万円が県を經由して浄化センターに払われているということです。

私いろいろ調べまして、山口県が定めた浄化センターの指定管理についての報告書というのがあるのです。これは、県のホームページに出ていますので見ればわかるのですが、それを見ますと、指定管理料は5年間で上限が13億3,932万円と上限が定められているわけです。これ5年間ですから、1年間にすると

2億6,786万円ですね。先ほど3億6,000万円という話がありましたが、そうすると9,000万円ほどこの上限を超過しているのですが、なぜこういう金額を支払うことになるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

浄化センターへ支払う維持管理費の内訳といたしましては、指定管理料のほかに県が指定管理の募集を行う際に業務水準書を示しておりますが、その中に県が行う業務として、定期点検や器具の修理、修繕、また環境調査、汚泥の処分の業務などがございまして、指定管理料より維持管理費のほうが多くなっているところがございます。

○笹井委員

定期点検とか汚泥処理というのは、それは私が考えるに指定管理者の通常の業務の中ではないかなと思うのだが、業務水準書という県が示したものがあって、明確にそれは指定管理の外で、また請求があるという、そういうことが業務水準書に明記されているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

県が示しております業務水準書に、指定管理者が行う修繕とかにつきましては、管理の瑕疵から生ずるもの、また日常的な修繕で修復ができるものということが明記されておまして、先ほど申しましたような点検修理につきましては、県がやるように示されております。

○笹井委員

日常的なものと、それに当たらない定期点検、修理があるというのか、その辺を少し私もよく分析してみないとこれ以上言えないところですが、ただ23年度決算でいくと、その指定管理で決められた枠以外9,000万円ほど請求があつて払っているわけですね。これ毎年どれぐらい指定管理者の決められた以外の支払いというのは、計上されているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

大体毎年1億円程度の予算が計上されております。

ちなみに、今委員申されましたが、23年度ではその分で約9,000万円を使っております。

○笹井委員

指定管理者を選定する段階の金額とか選考結果については、光市からもきちんと下水道課長さんが委員として入っていますので、その金額に関して目途が立つのですが、それ以外毎年1億円、しかも修理やら汚泥処分などで、結局やってみないとわからない額というのが請求されるというのは、これは本当に指定管理者としての契約として適当なのかなというのは、まだ私として疑問が晴れません。その修理費についてとか、結局これは日常の管理と、これは定期点検と、そこは結局誰が判断するのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

それは、やはり指定管理者を募集する際の示された条件でございます。そういったことについては、当然管理者である山口県でございます。

○笹井委員

わかりました。ちなみに、23年度の今の9,000万円、修理費とか汚泥とかいう、具体的にどういう項目が幾らで挙がっているのか教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

それでは、23年度分の維持管理の費用、それぞれということでございます。まず、脱水汚泥の運搬処分費が約4,500万円、管理計測システムの保守点検業務が1,850万円、管渠内の流量計の清掃業務が460万円、高圧受電設備の法定点検の費用が620万円、水質分析の業務が90万円、それから環境調査業務が40万円、消化槽の攪拌機の修繕費用が1,750万円、非常用発電設備の修繕費用が1,380万円でございます。

○笹井委員

わかりました。これらについては、県で必要と認めて、結局構成3市に請求があるということになるわけですが、それはもう請求されたらやはり全部払わないといけないということになるのでしょうか。それとも、これは指定管理の中であるのではないかと言い戻したり、あるいはこれら支払として必要ではないのではないかというような、そういうようなことは光市で物申したり、あるいは光市で判断ができるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

指定管理の募集の際にそういった県が行う業務ということで、県が示した修繕とか定期点検等につきましては、やはり指定管理料に含まれるものではない

と思っております。指定管理者がやる修理修繕というのは、日常的なあらゆる、余り費用のかからないと言いますか、当然指定管理者として維持管理を行っているわけですから、そういった大規模な修理、点検、また修繕等については、当然指定管理者の募集の際に書かれております山口県が行うべきだろうと思っております。

また、そういった施設の修繕や保守管理等の修理をすとか、そういった判断につきましては、やはり直接、その業務に携わっているものでないとなかなか判断はできないと考えております。

○笹井委員

業務水準書を見比べてみないと、私もこれ以上何とも言えないのかなと思いますが、ただ、やはり光市も払う側ですから、何年に1度のオーバーホールとかあるいは突発的な機械の損傷とかで臨時で上がってくるのならわかると思うのですが、今の話を聞いていると、これは毎年決まった額があるものもあるし、そういうものは指定管理者の中に入っているべきではないかなという認識を持っています。この件は今これ以上材料もありませんし、また今後私も勉強しながら、特に次の議会には24年度の決算も上がってくるわけですから、その辺との比較をしながら引き続き検討してみたいと思っております。

あと引き続き、浄化センターについてですが、浄化センターが下水処理した処理水を隣接の工業団地の工場に販売していると思うのですが、これの収入は幾らになるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

23年度の実績では、約66万9,000円でございます。

○笹井委員

この処理水を販売した収入は、これはどこに帰属されるものでしょうか。指定管理者なのか、それとも山口県なのか、それとも資本を出している構成市でしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

処理水については、山口県が販売しておりますので、山口県の財源でございます。ということで、帰属は山口県となります。

○笹井委員

資本的には、構成市が全部資本費を出しているわけですが、その処理水が山

口県に入ったら、それはそれで山口県の儲けになるのでしょうか。それとも、最終的に3市へのメリットというのがあるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

販売した収益につきましては、関係市が支払っております維持管理負担金からその収入分を差し引かれて請求されております。このため、販売した処理水の収入が増えれば増えるほど維持管理負担金から差し引かれる金額が多いということにはなってまいります。

○笹井委員

わかりました。維持管理費から差し引かれるということですから、ということは光市の負担が軽くなるためには、浄化センターにもっとよく水を売ってください。よろしくお願いします。ありがとうございますという話ですね。あと、浄化センターの運営というか公開ですが、先ほどの指定管理者の選考のときの計画書を見ますと、浄化センターの公開に下水道の日を中心として何か公開を検討するという記載が指定管理者の選考の書類に出てきているのです。私、思い起こすに、下水道センターの公開事業なんかあったかなと疑問に思うのですが、その辺はどうですか。その公開の行事とか事業、そういったものが行われているのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

浄化センターでは、年間を通して希望者に対して施設の見学者を受け入れて下水の仕組みとか役割とか、また浄化センターの現状等説明しながら、現地の案内を通じて下水道の理解を深めていただくような形をとっております。

ちなみに、23年度でも8団体で331名の施設の見学者があったということで報告を受けております。

また、岩国市の周東の生涯学習まつりに下水道コーナーを出展もしているという報告を受けております。

○笹井委員

わかりました。そういう受け入れとか出展はされているということですね。

浄化センターは、現在山口県が所有して、指定管理者の選考や委託も県によって行われていると。ただ、浄化センターの資本費、あるいは維持管理費というのは、3市の負担で、今でも資本費に関して、光市は永年払っているという状態です。維持管理費も年間で光市は2億円を超える額を払っているということですから、やはりこの浄化センターの運営についての経費の節減について、

今のお話ですと、山口県が全部行っているということですが、やはり、そうは言ってもお金を出すのは構成3市ですから、光市としても主体的に働きかけるべきではなからうか思います。

また、指定管理ですから、5年に1度ということで、今後28年に指定管理者の再選考があるわけで、前回の選考、前々回の選考は、今現在契約も済んでいる1社しか参加がなかったということでございます。その選考方法やその委託内容についても、やはり管理契約以外に毎年9,000万円も1億円も請求があるようでは、これは市の財政としても予測が立たないということになると思いますので、この辺も精査が必要ではないかと思えます。今後も、この問題については、私も引き続き研究をしながらまた9月決算議会等でお尋ねしたいと思えます。

○畠堀委員

省エネ生活普及促進事業についてお尋ねします。環境都市を目指す本市において、地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システム設置や既存の住宅に対する省エネ製品の設置に対する助成事業として、本年度は助成制度を見直し実施されていますが、本年度の実績、実施結果としてその評価、そして今後の取り組みについてのお考え方をお尋ねします。

○山根環境政策課長

省エネ生活普及促進事業でございますが、4月15日から受付を開始しまして、6月14日現在で省エネ設備につきましては192人の方から申請をいただいております。補助決定した額が、現在780万2,000円、予算額が980万円でございますので、残額が199万8,000円となっております。

太陽光発電につきましては、60人の方から申請をいただいて、補助決定をしておりますのが568万9,000円、予算額が1,020万円でございますので残額が451万1,000円となっております。

これは、3年間の事業でございます。今年度の結果を検証して、次年度以降検討してまいりたいと思えます。

○畠堀委員

今年度の状況について今説明をいただいたのですが、予算額に対してまだ執行額がまだ未達の分があるのですが、その考え方については、現在まだ工事中だとか、まだ施工の途中の段階だからということではそうなのか、実際に今年度の状況としたら予算額に未達のままの状態では推移しそうなのか、そのあたりの見込みはどうでしょうか。

○山根環境政策課長

昨年度は、約1カ月で予算を全て消化したということで、今年度は内容を見直したところがございます。それで、3カ月ぐらいは予算があり、申請いただけると思っております。今、約2カ月過ぎておりますが、予算が残るというようなことはないと思っております。

○畠堀委員

わかりました。今年度は新しい取り組みということなので、昨年度と比べてまた次年度いい形でつなげていただけたらと思っておりますが、この事業は3年間の事業ということで、残すところあと1年になりますが、来年度終わってみないとわからないところありますが、市民の皆さんへの意識づけの事業として、今年度は2年目ですが、2年を振り返ってそのあたりの効果としてどのように判断されておられるのか、お尋ねいたします。

○山根環境政策課長

この事業は、太陽光発電システムや省エネルギー製品の導入促進への一つのきっかけづくりだと思っております。この補助金を一つのきっかけとして導入を検討していただき、実際に導入されれば効果は上がると思っておりますし、実際に導入はされなくてもそういうものに関心を持っていただけたということだけでも、この事業の効果はあると思っております。

○畠堀委員

ありがとうございました。昨年度に比べてもう少し、今年度は応募にも余裕があるということなので、またそういった意味からも市民の皆さんへのPRと啓発活動についてもあわせてお願いをしておきたいと思っております。

○田中委員

2点ほど質問させていただきたいと思っております。

1点目はリユースネットひかりについてですが、私も利用させていただいていまして、先日は草刈り機を良心的な値段で手に入れることができました。ほかにも良い物を見つけて問い合わせしても、既に成約済みだったりと非常に人気のある事業になってきているのではないかと思います。

それで、本年度、職員☆夢プロジェクト提案事業で育児用品や子供用品などに特化したチャイルド用品リユースの促進にも取り組んでいらっしゃると思いますが、キッズ用品の集まり具合、反響はいかがでしょうか。教えてください。

○岡本環境事業課長

リユースネットひかり事業につきましては、この6月10日号の広報で新たな取り組みを加えた制度の概要を掲載させていただきました。6月10日より、この新制度の開始ということで、リユースキッズひかりにつきましては、まずベビーベット、それからベビーラックなどの10件の登録がありました。そのうち2件今成立しているといった状況でございます。10件の登録用品の内訳を言いますと、今言いましたベビーベット、ベビーラック、歩行器、それから子供用椅子、子供用椅子とテーブルのセット、子供用のプール、ベビーカー、ベビーフェンスなどの登録が現在ございます。

○田中委員

10件の登録で成立が2件ということで、反響が出ているのかなという感じがあるのですが、今回せっかくの、職員☆夢プロジェクトなので、ぜひとも大々的に成功させて、職員のモチベーションアップにもつなげていただきたいと思えます。

また、おっぴい都市宣言している光市としても、子育て世代に非常に優しい事業だと思っております。この事業をよりたくさんの方に知っていただき、利用していただくためには、今あいぱーくで受け付けている子ども手当の手続のときに、使わなくなったベビーカーやチャイルドシートの提供を募るとか、光市内にある産婦人科などにチラシを置かせていただいて、育児用品が欲しい人に情報を流すなどしていただけたらと思えますが、このたび6月10日の広報でもお知らせしたとありますが、そのような広報活動というか周知方法を何か考えておられたら教えてください。

○岡本環境事業課長

まだまだ登録件数は伸びておりません。始まったばかりということで、今後広報とかホームページを通じまして、また幼稚園や保育園の保護者等に向けたチラシ等さまざまな方法を検討しながらPRに努めていきたいと考えております。

○田中委員

ぜひともさまざまな周知方法、利用率アップの取り組みをお願いします。それでは、2点目ですが、先ほど他の委員の質問にもありました省エネ生活普及促進事業についてお聞きしたいと思います。

5月29日に開催されました第1回環境審議会に傍聴参加させていただきましたが、その中で省エネ生活普及促進事業について、委員の方から対象となる

省エネ設備の複層ガラス、サッシについてすごくいい意見があったかと思いますが、数字などを書きとめきれなかったので、ヒートショックに関しての件だったと思うのですが、教えていただいてもよろしいですか。

○山根環境政策課長

先の環境審議会の意見で、この省エネ生活普及促進事業補助金の対象となる窓の面積のことだったと思います。今対象としておりますのが、外窓交換であれば 1.6m^2 以上、ガラス交換にあっては 0.8m^2 以上を対象としております。これは省エネということで、省エネの効果を上げるという意味から言って、一般的に使用頻度の高い居室等の窓ガラスを対象としております。環境審議会のときに御意見をいただきましたのは、冬場の寒いお風呂場の小さな窓も対象にすれば、健康といいますか、そういう面からよいのではないかという御意見をいただいております。

○田中委員

ガラスについては 0.8m^2 の基準を設けていると言うことは居室という見込みで設定されているということですが、僕も気になったので簡単に調べてみたら、たしか委員の方が山口健康住宅推進協議会で交通事故での死亡が約七、八千人いる中で、独居老人が風呂場で死亡する数が約1.7万人、これは急激な温度変化によるヒートショックが原因であるということをお聞きしたことと僕がネットで調べたことが混ざってはいるのですが、一番くつろぐ場所に死の入口があると委員の方も言われていまして、脱衣所の窓交換が重要と言われていました。脱衣所の窓は小さいので、 0.8m^2 の基準をなくすほうがよいのではないかとされておりまして、私はなるほどと思ったのですが、その点に関してはいかがお考えでしょうか。その効果があるという部分では。

○山根環境政策課長

一応省エネということでございまして、一番部屋の使用頻度が高いところを改修していただくというのでつくっております。健康の面から言えば、委員さんの言われたとおりだと思います。ただ面積要件を、そういう意味でつくっておりますが、最近は家のデザイン等もいろいろ複雑になって、窓の大きさも多種多様になっていることもあると思いますので、その点も含めて次年度以降検討させていただきたいと思います。

○田中委員

おっしゃられるとおり、確かに窓の形もいろいろな形をしており、この定義

の効果という部分では確かに言われたとおり、命を守るという部分になってくるかと思います。確かに省エネから離れて環境部の所管から外れるとお考えかもしれませんが、近年でヒートショック防止に脱衣所での暖房機器の使用が広がっております。省エネプラス非常によい効果、命を守る効果があれば、推進すべきだと思いますので、今回の意見を聞いて、3年事業の来年がもう今年度はスタートしているので基準を変えるというのは難しいかと思いますが、来年度ぜひとも進めていただければと思います。

それから、またこれから協創、共同を進めていく中で、審議会、協議会などのあり方は非常に重要だと思います。僕も数多く傍聴参加させていただいていますが、最近委員の方たちの意識の変化も感じております。今回、提言もいろいろな経験と実績を持った人が集まった審議会だからこそその提言だと思いますので、私も前年まで委員をさせていただきましたが、よい提言を採用していただければ、委員の方たちのモチベーションも上がります。さらにより提言をいただけるようになると思いますので、審議会も盛り上げていくためにもそのように採用していただければと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。お聞かせください。

○山根環境政策課長

貴重な御意見だと思います。先ほども委員さんが言われましたが、今年度はもうスタートしておりますので、次年度以降検討させていただきたいと思います。

○田中委員

わかりました。高齢者が自宅で亡くなる原因の4分の1がヒートショックとも言われていますので、ぜひとも高齢者の命を守るためにも、来年度基準の撤廃をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○大田委員

現在、段ボールコンポストですがどのような状況になっているかお聞かせ願いたい。

○岡本環境事業課長

段ボールコンポストにつきましては、平成21年度から取り組みを開始しております。販売実績につきましては、平成21年度が186個、平成22年度が365個、平成23年度が196個、平成24年度は129個でございます。平成25年度の5月末現在で38個という実績でございます。平成22年度をピークに利用が減少している

状況でございます。

○大田委員

今言われたように、22年度から段ボールコンポストの使用が少なくなっていますが、今後の見込はどのようにされるつもりですか。

○岡本環境事業課長

生ごみの減量化を進めるには、家庭から排出される可燃ごみの約6割を占める生ごみの減量化を進めることが効果的であると思っています。今後、もっと啓発を広め、引き続き各地区で開催しているごみ減量等推進会議、年2回、6月と2月に行っているのですが、そのときに見本を持って行き説明をさせていただきます。それから、各地区に出向いてのコンポストの出前講座も行ってまいります。また、イベントでのエコフェスタ、ふるさとまつり実施の際の展示販売も行っていきます。

また、平成24年度ごみ収集カレンダーにも掲載をさせていただきましたが、まだまだ周知が足りないところがございますので、引き続き周知・PRに努めていきたいと考えているところであります。

○大田委員

このコンポストについて、一時、「里の厨」で引換券がもらえるというのがあったのですが、現在どのようになっていますか。

○岡本環境事業課長

コンポストで出来た堆肥は、キログラム当たり100円で、「里の厨」で使用できる商品券と変えております。実績については、平成23年度、支出件数14件、平成24年度、支給件数32件となっています。

○大田委員

現在もこの事業は進んでいるわけですか。

○岡本環境事業課長

1kg当たり100円の商品券と交換する制度はずっと継続しております。

○大田委員

それで、22年度から段々減る傾向にあるのですが、コンポストを使われている家庭はアパートとか農家とか普通のサラリーマンの家庭とかそういうことは

把握されておられますか。

○岡本環境事業課長

そこまでの把握はしておりませんが、やはり農家の方であれば、畑とかに直接容器のコンポスト等で処理されていると思いますが、利用者はアパートとか普通のご家庭の方々が多いのではないかなと思います。場所をとらず、また電気も要らない。手軽にできるということで、利用されているのではないかと思います。

○大田委員

今、アパートが主ではないかと言われたのですが、出前講座でもいろいろ啓発活動やっておられると言われたのですが、そのアパートとか県営住宅とか市営住宅とかに出前講座は要請があるわけですか。

○岡本環境事業課長

アパートという訳ではなくて、自治会単位とか他の任意の団体とかの要請があります。例えば5人でも10人でも集まれば、どこでも出前講座に行きます。

○大田委員

わかりました。啓発活動で、この段ボールコンポストが普及して、ごみの減量化になるようによろしくお願いします。

○西村委員

質問させていただきますが、御答弁お願いしたいと思います。今朝方、日経新聞で全公営企業に民間会計、統廃合や値上げを迫るということで、総務省が検討しているというニュースが出ました。その中に、山口県光市は、経営状態の悪い公営下水道事業として2番目の数値、328.0%、これ資金不足比率ということで掲載をされました。理解を深めるために、この資金不足比率というのは、いわゆる行政用語として皆さんがよくお使いになる数値であるのかということを確認したいと思います。

もう一つ質問しましょうか。続いて、ちなみに新聞では、「資本不足比率というものは、手元資金だけで返せない短期の借金が、事業の規模に対してどれぐらいの大きさなのかを示す」という説明書きがございます。当局でこの数字はよく使われるのか、確認をしたいと思います。

○亀井環境部長

これは、地方の財政健全化法というのができましたときに、普通会計も当然いろいろ議会にも報告申し上げている指標がございますが、特に準公営企業、法適用の公営企業につきましては、今委員さんから御紹介がありましたように、今朝の日経でおおむね18年にはそういった民間会計並みの制度会計を適応していくというのが、その当時、法ができたときからの一つの流れができてきておりまして、その中でより下水道会計の健全度を把握するためにそういった指標が活用されるようになっていったという背景がございます。その中で、やはり資金不足比率というのは、今申されましたように、単純にその年度の営業収入に対して、当然事業規模というのは営業収入で賄うべきなので、それが上回っているかというあたり、収益、収入がいうところは光市はマイナスの数字が出てない。だから、議会に報告している指標で言えば、いろんなハイホンが入っているだけの指標と同じですが、今朝、新聞で出ました数値につきましては、地方財政法のほうで言うております。わかりやすく申し上げますと、累積赤字と単年度の営業収入の比率を示したもので、要は光市の場合、約330%の赤字があるという数字でございます。これと、もう1つは、今私が申し上げました健全化法の施行令でもう一つ見方がございまして、それはそうは言いましても先行投資の部分はかなりあって、それを全部返している中で、その回収機関を見越して計算をするというやり方がありまして、そちらのほうではマイナスの数字が上がってこないということで、光市の下水道会計は、この3月にもご説明申し上げましたが、一応1回目の目途を平成30年度にしていますが、その後も同じペースで事業進捗を計っていけば、最終的にはこの数字もハイホン赤字ではなくなってくるということになるという認識をいたしております。

○西村委員

質問に対して全ての回答をしていただきまして、まことにありがとうございます。要は、この数字は当局でももちろん把握はされていたと思いますが、全国的に見て比較をするのが、私たちのまちにとって有益なのかということであれば、それは他市と比べることが必ずしも私は有益ではないと思っております。

今部長から答弁がありましたように、資本費としてかなりの資産をもう投入して、財産として光市にインフラが残っているわけですから、こういうような経営状態の悪い公営企業という一つの断面だけで下水道会計が、瀕死の重症ではあります。もう倒産で悪いというようには処断できないと私も考えております。それでもう一つ確認しておきたいと思いますが、ここの一番枕には、「総務省は」というくだりがあります。読んでみますと、「総務省は、8,800ある全

での公営企業への適用を目指す」。これは私どもの下水道会計も特別会計でありまして、いずれは公営企業を目指していただきたいということで、総務省から指導があるのか確認をしたいと思います。

○亀井環境部長

これは、数年前からそういった指導が始まっておりまして、もう県内でもお隣の下松市さんも来年度から施行されますし、県内もかなりの団体がその準備、もう既にやっているところもございまして、本市も準備に入っており、24年度から下水道事業団のほうが持っておりますそういう研修講座に職員を行かせて、そういった研修や調査研究を、時期はまだ何分今申し上げましたように、20億円からの赤字がございまして、いつ適応していくかというタイミングを図りながら、そういったできるための準備は進めているところでございます。

○西村委員

わかりました。一つの基準といいますか、平成30年あたりのいわゆる健全経過が見えたときにこの公営企業会計ということに移項するのだろうとは思いますが。新聞には、「この新しい基準で損益計算書や貸借対照表、キャッシュフローの作成を義務付け、外部からの損益、財産、負債、現金の状態が把握しやすくなる」。それはそうだと思うのですが、ちなみに、その中で、よく都会のほうでもあるのですが、浄水と下水を一つの公営企業というように統合するというような考えも当局は視野に入れているかどうか。現時点のことで結構ですから、そういうことがあり得るのかありえないのか、お考えをお聞かせください。

○亀井環境部長

これまあ既に、御案内のとおり、周南市では上下水道局という組織になっております。実際には、中で全く別々で経理も事業も行っておりますので、その管理部門のあり方とか、そういったものが従来型のものでいいのか、それが今朝の日経報道でも新たに総務省がうち出してきたものの中に、そういったところの本当の意味での統廃合がさらに強められているのかというようなこともきちんと精査しながら、そういったものになれる体質にやはり改善していく。特に、今、先ほどお示しの資産の償却のための引き当てと合わせて、職員の退職手当の引き当て、こういったものも法では求められておりますので、実際に光市でそういうことが、この総務省が示しております18年度というのは平成30年度、5年ぐらいしかないわけでございますので、なかなか赤字解消のタイミングとそういった組織づくり、電算システムまで含めるとかなりのものがあると思いますので、視野に入れて検討を進めていく課題であると考えております。

○西村委員

ありがとうございます。よく理解ができました。なぜ最後の質問をしたかといえますと、最近下水道と上水道の料金の一括徴収をさせていただくことになりました。私は当初非常に抵抗がありましたが、数字だけを見ますと、非常に下水道料金の徴収率が上がっているという結果が出ておりますので、これはやはり上水と下水は将来的には一つの統合を目指して健全会計を目指すのが良いのかなと今思っている次第です。

わかりました。朝出た数字で大変ショッキングなものでしたが、私どもも市民の皆さんに、このような数字は一つの切り口の断面で心配ございませんよと、皆様に料金など協力をお願いしますが、平成30年には会計も健全になり安心してお使いいただけるものになるということで、市民の方にも御案内をさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

以 上

5 建設部関係分（11：00～11：52・13：00～13：17）

(1) 付託事件審査

①議案第74号 市道路線の廃止について

②議案第75号 市道路線の認定について（一括議題）

【説 明】：大山 監理課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告 ①光市橋梁長寿命化修繕計画（報告）

【説 明】：田村 道路河川課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。基本的な考え等については特に異存はありませんが、内容について御質問させていただきたい点がありますので、お願いします。基本的な考え方の中で、1ページに橋梁の長寿命化ということで建設後100年程度ということが設定されているわけですが、この100年程度という数字の設定の背景なり根拠についてお伺いしたいのと、関連いたしまして、5ページには、光市内の建設年次別の橋梁の棒グラフがあるわけですが、今御説明いただきました維持管理のシナリオの設定の中では、平成26年度から50年間の計画がなされているわけですが、その50年間の間の中で既に100年を超えるというものが数多く中にはあるのではないかと考えますが、そういったものについての対応をどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○田村道路河川課長

一般に、橋梁の寿命は50年から60年程度とされておりまして、維持管理により一定の管理レベルを保った場合は、寿命が100年以上延命された例がたくさん報告されておりますことから、本市におきましては、この計画で長寿命化を100年という目標に定めております。

それから、計画期間50年の中で100年を迎える橋につきましては、修繕によって橋梁の寿命が150年、200年も保てるものではございませんことから、100年を超える橋については、その時点での劣化状況により修繕か架け替えかを検証させていただきたいと考えでおります。

○畠堀委員

今御説明いただきまして、建設年数100年程度という根拠について、危うさを感じたわけですが、一般的には50年か60年と、その中で100年を超えるものがあるということなので、この辺の安全性については、やはりその都度個別にしっかり管理、監視していただく必要があると思いますので、今の考え方は一律的な考え方で対応するというのは非常に危ないかなと思いますので、その辺の取り扱い、これからの進め方については十分注視をお願いしたいと思います。

それから、50年間の間に100年を超えるものについては、その都度また架け替えか補修かを判断していくということですが、そうしますと、この計画そのものの予算化の数字が大きく変動するということが考えられるわけですが、きちんとチェックをしながら進んでいくんだということでお話がありましたので、そういった個別の寿命については取り逃すことはないだろうと思いますが、予算の数字の根拠については、やはり変動が予想されるということで、今上げら

れている数字がどれだけ根拠があるのかというようになるところになりますと、変動よりも多いのではないかと思います、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○田村道路河川課長

昨年、一昨年と2年かけて橋梁点検を実施しており、その点検時の損傷具合で概算事業費を算定しております。

先ほど御説明しましたように、修繕は劣化予測に基づき悪くなったら修繕して良くする。悪くなったら良くするというシミュレーションで事業費を算定しております。先での再点検時の損傷の程度により事業費が変わることもあると考えております。

○畠堀委員

御説明いただきましたので、特にこの計画にかかわる予算については、やはり今いわれたようにいろいろな変動が容易にくるということで、特にこれは安全に関わる問題でございますので、やはり安全第一ということで、必要なものには必要な経費をかけるということで、その都度、個々の橋梁の管理についてはくれぐれもよろしく願いしておきたいと思っております。

○田中委員

安全のために、延命のためにコストのかからない計画をということで今説明をお聞きしたのですが、資料の4ページにもあります下のですね、旭橋、ここに紹介されています。それともう一つ上の小野橋、沈下橋ということで、特色ある橋なのですが、これ交通のための橋というもの以上のものがあると自分は思っているのですね。すごいふるさとの原風景を出す橋だと思っております、四万十川なんかでは沈下橋は一つの観光名所にもなって、建設部として考えれば安全のために補修なり架け替えとかいう頭があるのかもしれませんが、観光の資源、また地元のシンボリックな意味もすごい強くあるのではないかと思います、こういう沈下橋に対しての今後の補修計画とかいうものをどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○田村道路河川課長

こちらは補修で考えております。架け替えを行う場合、現在の桁の高さでは掛け替えができません。

○田中委員

わかりました。

○笹井委員

今回181の橋を調査して、最終的にいろいろ分類されたりして今後の方針なんか出されるわけですが、この計画書にはその181の橋の調査結果とか分類結果というのはついてないのでしょうか。橋の名前が全く、どの橋がどういう状況になるかこれだとわからないのですが、そういう資料というのはこれには入らないのですか。

○田村道路河川課長

お手元にありますのは、概要版でございまして、本刷にそれぞれの橋梁名が入ったものがございます。

○笹井委員

はい、わかりました。それでは、本刷を見させていただきます。15ページに耐震補強の対象橋梁が6橋と書いてある。この6橋というのはどの橋になりますか。

○田村道路河川課長

まず、平成橋、それから金山陸橋、三栄橋、虹ノ橋、潮音寺山橋、大和大橋です。

○笹井委員

済みません、所在地分かれば教えてください。

○田村道路河川課長

平成橋は、昔のカンロ飴の工場があったところで、島田小から島田川へ向かって行った島田川へ架かっている橋です。それから、金山陸橋は、元市道虹ヶ丘森ヶ峠線、現在県道光柳井線になっておりますが、そちらの金山地区の当道路を越えている橋です。それから三栄橋ですが、こちらは島田の原地区で、鉄道を越えている橋です。富士高压より西側になります。それから、虹ノ橋、こちらは中村町交差点より東側の鉄道を越えている橋です。それから、潮音寺山橋、こちらは浅江小学校へ行くまでの鉄道と市道を越えている橋のうち、市道を越えている橋です。それから大和大橋、こちらは大和地区の岩田小学校近くの鉄道と市道を越えている橋です。

○笹井委員

よくわかりました。平成橋とか虹ノ橋については、割と最近で比較的頑丈につくられたのではないかと私認識していたのですが、それでも耐震補強が必要というので、改めてこの問題の大きさというのを認識いたしました。ありがとうございます。終わります。

○大田委員

今お聞きすると、ほとんど横断陸橋、鉄骨橋ですよね。鉄骨橋脚の上に床版が乗っているのですよね。

○田村道路河川課長

P C 桁もあります。鉄骨だけではございません。

○大田委員

それで、その鉄骨の上に床版が乗って、P C 桁も少しあるのですが、この7ページですかね、橋梁の損傷状況によって横桁等の損傷、主桁の損傷というのが主になっているのですよね。プレス、P C 橋の場合も主に。それで、そこを補修するとなると、随分この予算では足りないようになると思うのですが、そこは計算でこの予算になるようになっているのですか。

○田村道路河川課長

現在、考えられる技術工法で概算事業費を算出しております。

○大田委員

事故のないように、今後100年と書いてありますから、100年持てるように、今後とも事故のないように施工してください。いつから施工が始まるのですか。

○田村道路河川課長

事業は平成26年度から順次行っていく予定です。

○大田委員

了解しました。

報告：②平成25年度の山口県関係事業について（報告）

【説明】 大山 監理課長 ～ 別紙説明書とおり

【質疑】

○笹井委員

1点ほど、1ページの⑩の光柳井線光井の用地補償です。この場所は、私昨年9月でも一般質問で取り上げたところで、用地の交渉がなかなかうまくいかないという返事がありました。今回県事業で上げられて、負担金も市に求められていることは、これ用地の購入に何か進展があったということでしょうか。

○田村道路河川課長

1名の方の御協力が得られるようだとお聞きしております。

○笹井委員

わかりました。大変喜ばしい方向の話だと思います。ただ、合わせてここをお願いしておったのが、光柳井線で光高から下りていくと、結局主要県道そのままではなくてスポーツ公園ののり面に一回ぶち当たると、それを右折してもう一回森ヶ峠の交差点からまた広い道路に行くということで、そこを改良する工事というのは知っていますが、現在のり面にぶち当たって、ここに右へ行ったらいいか、左へ行ったらいいか全く案内がないと。私は市道とか一般地方道ならそういうのもあるかと思いますが、主要県道で光柳井線という立派な道路で、地図でもきちんと黒塗りされている道路で、真っすぐ行けなくて右か左かわからないというようなことは、これは大変不案内ではないかということも一般質問で取り上げまして、これについて今後検討のような返事があったかと思いますが、その部分については特に何か進展とか進捗というのはないのでしょうか。

○田村道路河川課長

現在何も聞いておりません。

○笹井委員

わかりました。ここに関連する区域の話ですので、また県との協議の中、県道の県による看板設置の部分だと思いますが、市からも改めて、工事のどこか後にあわせて提言していただければと思います。

○田中委員

2ページの2番の光日積線のお話を今お聞きしたのですが、草場池のところの用地補償、歩道を設置するという事だったのですが、これ県道の拡張を皆さん要望というかできたらなということで、通学路でも危険地域ということで上がっていると思うのですが、今回の工事はこの交差点部分のみを行うということでしょうか。

○田村道路河川課長

今年度の工事は、草場の交差点部の改良工事と、大和中学校近くの田布施川で川が鋭角になっているところがあり、県道の拡幅に伴う付け替え工事を行うと聞いております。

○田中委員

了解しました。よろしく願いいたします。

○大田委員

1ページの1番と2ページの1番で、光地区内の照明標識等の調査と、大和地区の照明と標識調査で一応事業費が上がっているのですが、光市として光市内の市道における照明の予算は上がっていたのですかね。

○田村道路河川課長

市内の照明の調査は、市民生活安全課で調査を行っております。

○大田委員

了解しました。それと、7番の交通安全第1種で光日積線、交通安全だから歩道を設置すると思うのです。今用地測量となっているのですが、これ当然工事がすぐ伴ってくるわけですね。違いますかね。

○田村道路河川課長

今から用地測量に入りまして、用地の御提供をいただき、その後工事に着手という流れになると思います。

○大田委員

要望してありがたいことでございます。また、2番の交通安全で、三輪の草場のところまでの用地と歩道やられると、大変ありがたいことでございますが、以前から一番危ないよと皆さんが心配しておられた岩田駅前から草場の池のと

ころまでの病院前、支所横のところの道路が狭いのですね。このたび測量用地補償、事業費が上がってないのですが、どういうわけですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

県道の光日積線の現在の事業区間でございますが、これは御存知とは思いますが、大和スポーツセンター手前の草場地区から源城地区までとされております。このため、現在その区間については計画的に事業実施されているわけですが、御指摘の区間については整備の対象になってないと、そういう事業の計画区間ではないということで、このたびも予算には上がっておりません。しかし御存知のように、岩田駅周辺都市施設整備の市民懇話会の中でも、委員の皆さんからその県道の拡幅あるいは歩道の設置という御要望の声をお聞きしておりますし、そのことは県にもお伝えをしておりますが、今後さらに県との連携、また協議を深めてまいりたいと考えております。

○大田委員

連携を深めてまいりたいと言われるのですが、道路整備事業ですか、予定に上がっていないと今言われたように思うのですが、なぜ上がっていないのかよくわからないのですよね。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

旧大和町時代に私どもが聞いておりますところによりますと、一時期、県への要望ということもあったようでございます。ただ、なぜ今それが計画に上がっていないのかは明確にはわかりませんが、やはり県としても限られた財源の中でできるところからやっつけよう、優先順位をつけてやっつけよう。要は道路拡幅するということになりますと、用地補償というのは大前提になりますので、そういったことがあって、やはりなかなか事業化までには至っていないのではないかなと推察されるところでございます。

○大田委員

今岩田駅前、コンパクトシティというのが立ち上がって、昨年から20年計画で岩田駅前整備計画というのも、市では重要政策の1つとして上っているのですよね。それに伴って県にも当然この要望は上がるはずと思っていたのですよ。だから、当然整備計画にも上がってくると思うのですが、そのところの要望の仕方もどうか考えてほしいと思うのですがいかがでしょうか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

岩田駅周辺都市施設整備の基本計画というのを24年度と25年度の今年度2カ年でとりまとめをしまいでいますので、このとりまとめが終わった段階ですらに県と、先ほど申し上げましたが、連携あるいは協議、こういったものを進めていきたいと思っております。

○大田委員

並行で強く県に要望してください。よろしく申し上げます。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○畠堀委員

住宅建築物安全ストック形成事業についてお尋ねいたします。

本事業につきましては、地震による建築物の倒壊等の被害から、市民の生命、身体及び財産を守るために実施されているわけですが、本年度のこれまでの申請者の状況等についてお伺いしたいと思います。

○大富建築住宅課長

今年度の状況につきまして、御説明申し上げます。今年度の無料耐震診断につきましては、相談が12件ございます。その内4件申請予定ということで、今申請を受け付けているところでございます。

耐震改修につきましては、去年診断を受けられた方6件について、個別にお話をいたしまして、2件の方が検討されている状況でございます。

○畠堀委員

本事業の対象となる物件が、昭和56年5月以前に着工された木造建築物ということで、これ対象物が限定されておりますので、この制度そのもののPRもさることながら、対象物件に住んでおられる方に対する啓蒙というかそういったものも重要になってくるのではないかと思います。制度のPRとあわせてそういった対象物件へ住んでおられる方への啓蒙についてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○大富建築住宅課長

今、委員御指摘のとおり、昭和56年5月末以前の建築物ということで対象が

限られておりますので、どういう形で啓発していくかということは、苦慮しているところがございますが、今年度から出前講座を実施いたしますし、無料耐震診断を行われた方につきまして、去年までは診断員のみが説明に行っていたところ、職員も一緒にお伺いして、耐震改修の説明をしていくような手はずとなっております。今年度はこういう形で個別の対応を取っていきたいと考えております。

○畠堀委員

御説明いただきましてありがとうございます。その物件から考えると、一概には言えませんが、総じて年配の方が多いのではないかと思えますし、そういった危険な状態にあるということの認識を持つことが第一ではないかと思えますので、そういった意味での引き続きの積極的な啓蒙活動をよろしく願いしておきたいと思えます。引き続き、もう1点質問したいのですが、本年度の計画に上げられております道路の整備事業について、主な事業6つ程度で結構ですが、現在の進捗状況、今後のスケジュール等についてお伺いしたいと思えます。

○田村道路河川課長

それでは、主な道路につきまして御説明させていただきます。

まず、石田地区道路整備事業ですが、今年度は測量設計と用地買収を予定しております。続きまして、第2四半期に測量設計の業務委託を発注する予定にしております。続きまして、山田中岩田線道路改良工事ですが、第2四半期の発注予定で、工期は、3カ月程度を見込んでおります。続きまして、金山3号線道路整備工事ですが、第1四半期に発注予定としておりましたが、若干遅れが出ておまして、近々発注の予定としております。工期は3カ月を考慮しております。それから、戎町3号線道路整備工事ですが、第3四半期に発注予定としており、工期は2カ月を考慮しております。続きまして、栄下地区道路整備工事ですが、第2四半期の発注予定で、工期としては3カ月を考慮しております。それから、新市稲葉線道路改良工事ですが、第3四半期の発注予定で、工期としましては3カ月を考慮しております。それから、筒井3号線道路改良工事ですが、事業は第2四半期発注予定で、工期は3カ月を考慮しております。山田西庄線道路改良事業ですが、今年度につきましては、橋梁の詳細設計を計画しております。第2四半期の発注予定で期間は、3カ月を見込んでおります。

主なものを御説明させていただきましたが、250万円以上の工事につきましては、光市のホームページ並びに入札監理課で発注見通しというものを公表しておりますので、そちらでも確認することができます。

○畠堀委員

わかりました。御説明いただきましてありがとうございました。

○田中委員

光駅前駐車場整備事業についてお聞きしたいと思います。

今年度事業の光駅前駐車場等整備事業では、光駅の交通結節機能の強化と利便性向上を図るため、駐車場・駐輪場整備を中心とした基本計画・基本設計を策定とありますが、進捗状況はいかがでしょうか、お聞かせください。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

光駅の駐車場等整備基本計画・基本設計でございますが、本市におきましては、昨年度そして今年の2カ年で策定に取り組んでいるところでございます。現在、これまでに整理をいたしました光駅北口と南口の現状での課題、あるいは昨年度に実施いたしました光駅利用実態意向調査を踏まえつつ、駐車場・駐輪場など駅前広場の施設配置、あるいは施設規模、動線計画などのとりまとめを進めているところでございます。

それから、専門業者の持つ知識やノウハウを活用しながら計画策定を効率的に進めるため、今年度も一部の業務をコンサル会社に委託することといたしました。

○田中委員

専門業者のコンサルの方が入られるということですが、これはどういった方が入られるのかお聞かせいただいてもいいですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

業者さんのお名前は株式会社オオバさんでございます。通常こういった計画の立案、それから設計調査等々やられている業者さんです。

○田中委員

わかりました。駐車場・駐輪場を中心とした基本計画ということで、機能の強化と利便性向上を考えると、ベビーカーとか車椅子の利用者のことも考えるようになります。光駅につきましては、以前から橋上化の要望もあって一般質問でも質問している議員もいますが、そのことに関しては今回の計画と絡んでいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

これまでも議員の皆さん方からこれに関しまして御提言や御意見をいただいているところでございます。確かに、そうした視点、お考えは、これからの光市におけます重要なテーマであると私どもも認識いたしております。

しかし、御承知のように、この問題につきましては、鉄道事業者との調整、それから膨大な事業費も想定されますので、将来の課題として引き続き他の自治体での事例、これなんかを参考にしながら、調査研究に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○田中委員

それでは、今回の基本計画・基本設計は駅の建てかえはひとまず考えずに、あくまで現状の中での計画を考えるということと違ってよろしいですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

現状の中で、都市計画マスタープランというのを平成23年度に策定しておりますが、光駅の駅前広場については、パークアンドライドという考え方で、駐車場それから駐輪場を中心とした整備をしていこうということでやっております。

○田中委員

都市計画マスタープランに書かれているということですが、今回のこの整備事業の計画ですが、大体何年後を見据えた計画と思ったらよろしいですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

今回の計画では、例えば総合計画とか都市計画マスタープランといった他の計画にございますような計画期間あるいは目標年次というのを定めることはいたしません。駐車場などの施設の規模、これについては都市計画マスタープランの対象期間20年というのを考慮しまして、おおむね20年後の需要を見据えて計画したいと考えております。

○田中委員

20年後の需要を見越してということですが、光駅の付近でいいますと、現在進められている瀬戸風線の工事があると思いますが、開通すると考えると、開通することによってすごい人の流れが、車の流れも変わってくると思いますが、その辺の予測も含めて整備事業も考えられていると思ってよろしいですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

確かに、仰せのように、将来瀬戸風線が開通ということになりますと、光駅の北口付近、ここを通過する交通量というのは大きく増加すると予想されます。現在でも家族等による送迎の際に、北口の道路沿いで乗降される方が比較的多い状況でございますので、将来の通過交通量の増加を見据えて施設の計画は検討していく必要があるかと、そのことが重要であろうと考えております。

○田中委員

わかりました。本当に人の流れが大きく変わると思うので、ぜひその辺も考えていただきたいと思います。

それで、先ほどお話ありましたパークアンドライドという言葉がありました。これ主に都市部や観光地での交通渋滞に有効とされております。基本的には駅に来て、駅からバスに乗りかえて観光に巡るとかという考え方だったかと思うのですが、先ほどからお話をお聞きしていると、光駅の場合では、車で駅まで来て、電車に乗って市外に行くというそういう流れが見えるわけですが、電車で市外に出て行くと考え、光駅前のにぎわいもなくなってくるのではないかと思います。そのあたりがどのようにお考えでしょうか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

パークアンドライドという考え方ですが、各御自宅から、光駅なら光駅という最寄りの駅まで車あるいは自転車なんかで来ていただいて、その駐車場、駐輪場に停めていただいて、そこから公共交通機関に乗りかえて通勤あるいは通学、それから旅行等に行っていただくということでございますので、そこでターミナル機能というのがやはり重要になってこようかと思っております。そういった面では、にぎわいの場というのにも一定の効果があるのではないかなと思っております。

○田中委員

住民の駅の利用者にとっては、駐車場・駐輪場の整備ということで優しい計画だとは思いますが、光の駅というのは、光市の玄関口でもありますし、虹ヶ浜は観光の宝でもあると思っております。駅前一等地の更地を駐車場にするのではなくて、ぜひとも「おいでませ光市へ」という意味で、外から来てくれる人を受け入れる駅前であってほしいとも願っていますが、そのあたりのお考えをお聞かせいただいてもいいですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

確かに、委員御指摘のように、そういった視点、考え方というのは、選択肢とすればあろうかと思えますし、光市においては過去にもそういった拠点整備という計画は持っておりました。一部はマンションも実現されておりますし、それから交番なんかは今設置されておりますが、その後、その計画が確か平成15年度、14年度だったかな、それぐらいだったと思うのですが、そのころ策定された計画で、旧光市の時代ですね、その後、やはり社会経済情勢、あるいは行政需要、それから財政状況なんかが変わってきておまして、その計画の見直しというのが求められてまいりました。これについては、一般質問で担当部署の部長がお答え申し上げておりますが、見直しをせざる得ない状況で、先ほども申し上げましたように、昨年度策定いたしました都市計画マスタープランでパークアンドライドという考え方で、駅前については整備していこうということをお示ししたところでございます。

○田中委員

マスタープランで決まっているという部分があるとは思いますが、コンサルで専門家も入られるので、ぜひとも住民利用者、観光客の視点で、ぜひとも長期を見据えて光市の顔となって人が呼び込める整備をお願いして、終わりたいと思います。

○大田委員

現在、住宅の建替えてPFIという事業があると思うのですよ。今PFIで職員も現地視察にも行かれたと思うのですが、それで、光市の現在の状況というのを御報告願いたいと思います。

○大冨建築住宅課長

職員も視察に行ったということで、PFI事業についてどうかということですが、PFIにつきましても、公共の施設整備につきましても民間活力を使うということですが、施設の所有形態とか事業費の回収方法につきましても、さまざまな方法が考えられますので、昨年職員を視察に行かせ、現地を確認いたしまして、メリット・デメリットも聞いてまいりました。今後とも調査研究をしてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いたいと思います。

○大田委員

今のところそういう答弁ですね。またよく勉強されて、教えてください。よ

ろしくお願いします。

以 上

6 経済部関係分（13：30～14：10）

(1) 付託事件審査

①議案第70号 平成25年度光市一般会計補正予算（第3号）

【説 明】：杉岡商工観光課長、藤井水産林業課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

それでは、補正予算8、9ページの光漁港施設機能強化測量設計委託料5,000万円ほど計上されています。これについてお聞きします。

今の説明で、国の補正内示額に基づき、5,000万円ということになったというのはわかりました。ただ、この事業で確認しておきたいのが、これが光市から過去要望しとって、それがついたものなのか。それとも要望してないが、国のほうから、いきなり決まっておりにきたものなのか。それはどちらに起因するものでしょうか。

○藤井水産林業課長

次期漁港漁場整備長期計画による事業の予定調査は、県から事前にございました。光市では、光広域漁港整備事業を光漁港で生産流通の効率化を図る拠点として継続実施してきたものですが、これらの経過等もございます。市としては、拠点漁港としての計画要望には、もちろん手を挙げて、その後、生産拠点漁港として、位置づけられたものでございます。

○笹井委員

拠点漁港に位置づけられたということで、なかなか近くに住んでいる者として、室積の八幡が山口県の拠点漁港というと、少し首をかしげるところもあるのですが、これは今、県内で10カ所指定されたという説明がありました。これはいつ指定されたのですか。

○藤井水産林業課長

県は、山口県内の圏域総合水産基盤整備事業計画の届出書を平成24年の12月

に国に対して提出しております。この中で光漁港は、内海東部圏域での生産拠点漁港として位置づけられております。その後、生産拠点漁港の要件を満たしていることから、平成25年3月ごろに決定をしたものでございます。

○笹井委員

わかりました。24年、過去にそういう指定があったわけですね。それで、平成23年度の予算で、同じような名前で、光漁港機能保全計画策定業務委託料で4,500万円計上されていまして、この中にも調査事業が確かあったと思います。これと今回の測量設計委託というのは、中身が重複するのではないかと思うのですが、これとの関係はどうなるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

平成23年度の光漁港機能保全計画策定業務でございますが、これは当時、漁港施設の計画的な予防保全による維持管理及び効率的で効果的な更新を行うために、簡易調査による漁港施設の機能診断を行ったものでございます。光漁港については、3地区ございますが、この3地区について行いました。中規模の地震で可能性が高い地震動についての診断は行っておりますが、今回の補正についての調査は、八幡地区が対象のみで、八幡地区の中では、一部、対象施設としては重複するものもありますが、基本的には、前回の調査基準とは異なるもの、耐震・対津波ということで、異なる基準ということで、認識をしております。

○笹井委員

わかりました。今まで室積漁港の整備は、防波堤の整備から、浮き栈橋の整備から、浚渫、埋め立ての拡大などをやって、最終的に昨年度の補正で舗装があつて、あと、漁港の移転が完了すれば、これで一段落という話は、今まで何回かの本会議で説明があつたかと思うのですが、今回、測量設計委託をし、調査をして、この結果によっては、今後、新たな施設整備というのが発生するのでしょうか。

○藤井水産林業課長

今回の測量設計業務でございますが、先ほど申し上げておりますように、耐震・対津波の調査を行うものでございます。その結果によっては、次に施設整備の必要が確認されれば、当然、整備を行うことも予想されますが、これについては、調査結果を精査するとともに、市の財政状況等もございますから、そのあたりで判断したいと考えております。

○笹井委員

わかりました。調査した結果によって、当然、対応が異なるというのは、これは当然のことかなと思いますが、ただ、そこで整備をするか、しないかというのは、今、課長さんが言われたように、市の財政状況等もあります。どうも、私は、この港湾関係、水産関係の予算というのは、今回の調査事業にしても、国から、県から、いきなり振ってくるようなイメージを持っておりまして、そういうことではなくて、市として、取り組むべきか、取り組まないのか、そこはやはり財政的、効果的な面から、今後、検討されるということをお願いして、質問を終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【質 疑】

○畠堀委員

光市内におきましても、少子高齢化などの社会現象の変化に伴いまして、消費ニーズの多様化、そして規制緩和等を背景にした大型店舗や郊外型の店舗の出店、そして、インターネットの発達によります電子商取引の増加と、環境が大きく変わってきていると。市内の商店といえますか、そういった経営者の高齢化、後継者不足等も進んできているわけですが、そういった中で、当市においては、地域の特性を生かした魅力ある商店の育成を初め、商工会議所や商工会との連携のもとに商業経営の近代化を促すというようなことで、25年から27年度の行動計画として、「にぎわいに満ちた商業・サービス業の振興」ということで、3つの方向性が掲げられております。

1つが「魅力ある商店の育成」、もう1つが「商業経営の近代化の促進」、3つ目が「サービス業の育成」ということで掲げられておりますが、これらの取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

今、委員からお尋ねがございました行動計画に関する3つの方向性について、取り組み状況はということですが、「魅力ある商店の育成」ということにつきましては、いろいろ各種イベント事業を商店会等が行っております。そういった中で、市としましても、従来から、そういったイベント関係につき

まして、市から一定の補助金を出しまして、そういった活動の支援をさせていただいており、引き続き、これは当然やっていかないといけないと考えております。

次に、「商業経営の近代化の促進」についてでございますが、商店会等の強化ということになってくると思いますが、現在、例を上げますと、光商工会議所を中心としまして、商業部会並びに大和商工会、ハッピーカード会、浅江、室積商店会、ほっとショップひかり、並びに、学識経験者として、中小企業診断士さんを加えました、まちづくり実践委員会という組織ができ上がっております。そして、この中で、地元商店会の活性化に向けました、まちづくり活性化事業等も進められております。また、今年度からは、この委員会の下部組織に、商店、商業者だけでなく、産業界、ボランティア、行政などにも連携したオール光というような形の新たな複合化の実現を目指した取り組み、さらに、カード発行のための光市連合商店会の立ち上げに向けました、2つのワーキング委員会も設置されているところでございます。そして、その中では、活発的な意見が交換されており、商工観光課も、オブザーバーとして、その会議に参加をさせていただいているところでございます。そうした商業の活性化の取り組みにつきましては、市としましても、大きな期待を寄せておりますので、今後、事業が具現化していく中で、お手伝いができる部分がありましたら、支援を検討させていただきたいと考えております。現在は、そうした委員会の状況を見守っているところでございます。

それと、最後に「サービス業の育成」ですが、こちらについては、いろいろな制度融資、当然、これは、25年度からということではございません。以前から引き続きやっている事業でございますので、融資関係による支援体制も継続していきたいと思っております。

○畠堀委員

魅力ある商店街の育成ということで、今、御説明いただきましたが、組織的に言うと、光には、商店街というのは3つしか残ってないと聞いているのですが、そういった商店街の今後のありよう等について、何かトピックスなり、方向性というのはございませんでしょうか。

○杉岡商工観光課長

再度、お尋ねでございますが、連合組織という形のワーキンググループを立ち上げておまして、現在、第1回の会合が開催されております。これにつきましても、また、随時、会議が開かれると思われまますので、その中で、そういった方向性なりが見えてくるのではなかろうかと思っております。

○畠堀委員

御説明いただきましてありがとうございました。今、御説明の中にもありましたように、やはり商業といいますと、人がかかわってきますし、人が多く集まってくるところに、そういった機会が発生するのではないかと思います。そういった意味では、やはり、こういったものを検討するときには、人的なネットワークをいかに豊富に広げていくかというところが肝になってくるのではないかと思います。そういった意味で、行政だけではなくて、商工会、商工会議所、そして、今、新しいまちづくりに向けたプロジェクト等で、多くの方の御意見を伺っているということですが、今後もより一層、そういった方面での会議を進めていただきまして、さらなる活気のある商業のあり方に向けて、取り組みを進めていただきたいと思います。特に、今年度は、ヒカリノミクスなど3つの新しい事業等も抱えておりまして、大変お忙しいと思いますが、この点について御要望させていただいて終わりたいと思います。

○田中委員

光市特産品開発促進大型農業施設整備事業についてお聞きしたいと思います。この事業で、イチゴ栽培用の高性能大型ビニールハウス建設に取り組まれていることと思いますが、現在の進捗状況などをお知らせいただければと思います。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

大型ビニールハウスの進捗状況でございますが、現在、そのもととなります活性化計画を国に提出しております。現状、建設予定地は農地でございますので、秋の収穫を終えた後に建設に入る予定としております。

○田中委員

活性化計画を出されているということですが、県の農林総合技術センターと中国工業さんなどが一緒になって、イチゴの温室栽培で、株元だけを温めることで、暖房コストを低減できるテープヒーターというものを開発されたかと思えます。高設栽培では、暖房コストがこれまでの約3分の1になり、導入費用も、二、三年で回収できるという紹介をされていますが、同じ光市の企業開発した技術ですが、この技術を導入する予定というのはございますか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

テープヒーター、中国工業さんが開発され、今試験的に使われているものがございますが、一応、お話を伺いに行きまして、見本をいただいているところ

でございます。活用については、検討しているというところでございます。

○田中委員

この技術を導入すれば、光市の農業、工業、どちらも応援することができますし、今回の高性能大型ビニールハウスは予算も大きく、特産化にもつなげる仕組みなどで、市外からも注目されている技術だと思います。事業だと思います。市内の企業が開発した新技術も採用されていれば、その企業の技術にも注目されるようになると思いますので、ぜひとも、採用をお願いできればと思います。次に、連携した広域観光について、お聞きしたいと思います。

山口県では、「おいでませ山口」を合言葉に、山口県内観光に向けて、さまざまな取り組みが行われている中、光市も観光客100万人に向けて取り組まれていることと思います。

先日、下松市観光協会の総会の中で、「周南観光コンベンション協会と連携を目指す」と言われ、井川下松市長も、「1市だけの観光政策は限界がある。近隣の市と協力を進めたい」と述べられていましたが、光市も近隣市との連携は考えていらっしゃるのでしょうか。お聞かせください。

○杉岡商工観光課長

広域連携という形の御質問だろうと思います。これにつきましては、周南市並びに下松市等が隣接になるわけですが、そういったお話も以前、伺っておりますから、また、担当者レベルで、そういった広域の観光の関係で連携をとりたいというお話は来ておりますので、その辺で検討してまいりたいと思っております。

○田中委員

広域連携を考えていらっしゃるということですが、光市の基本的な広域連携というのは、やはり、岩国錦帯橋空港ができましたが、岩国錦帯橋空港を見据えた広域ですか、それとも新幹線駅がある周南市を中心とした、いわゆる周南地域での連携を考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○杉岡商工観光課長

ただいまの再度質問でございますが、岩国錦帯橋空港につきましては、現在、岩国錦帯橋空港利用促進協議会という組織が立ち上がっております。光市としても会員として、また商工会議所、光市環境協会等も入っております。そういった中で、錦帯橋空港を利用した広域連携というものも当然必要になるかと思っておりますし、JR駅、新幹線を利用しました誘客に向けましては、

市としましても、新幹線増便というお願いもしておりますことから、新幹線も活用しました誘客の増加を考えたいと思っております。

○田中委員

岩国錦帯橋空港を利用したことがあるのですが、売店を見ると、光の特産品というものが実は見当たらず、残念な思いをしたのですが、その利用促進の協会にも入ってらっしゃるといことなので、ぜひとも広域で、行政としての立場もあるとは思いますが、産業を考えると、広い範囲、広域で、連携していったほうが効果があると思しますので、ぜひとも枠にとらわれず、大きな連携をして、情報発信していただけたらと思しますので、それをお願いいたします。

それと、もう1点、虹ヶ浜の活性化についてですが、海水浴シーズンに向けて海の家建設が今始まっておりますが、夏期には海の家が立ち並び、にぎわうところですが、今年海の家出店状況を教えてください。

○杉岡商工観光課長

海の家御質問でございますが、先般、海の家関係の会議を開きまして、現在、3店舗が申請をされているのではなかろうかと思っております。

○田中委員

お聞きしたときは、7区画中5件の出店とお聞きしていたかと思うのですが、応募はどれぐらいの申し込みがあったのでしょうか。お聞かせください。

○杉岡商工観光課長

ただいま3件と言いましたのは、建築確認が出ているのが3件と申し上げましたが、実際の応募件数等につきましては、ただいま手持ち資料がございますので、後ほど御連絡させていただきたいと思っております。

○田中委員

わかりました。それで、この海の家出店の募集告知は、どのような形で行っていらっしゃいますでしょうか。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○杉岡商工観光課長

先ほどのお問い合わせで、件数を訂正させていただきたいと思っております。

現在、4件が建築の申請を出されております。

それと、公募の関係ですが、前年に開設されたお店の方に直接応募用紙を送っているという状況でございます。

○田中委員

私のほうも5件ということで、誤っていたみたいなので、失礼しました。これが、前年度の方だけに案内を送っているということで、私たち、若い世代もですね、チャレンジで出店してみたいという若者がいても、何となくいまだに権利がないと出店できないとか思っている人が多くいますが、実際に出店するための条件というものは、どのようなものがございませうか。教えていただけませうか。

○杉岡商工観光課長

海の家開設に関しましては、直接、市のほうで募集しているわけではございません。観光協会で、出店された方に文書を出している状況でございます。その辺は確認させていただいたらと思います。

○田中委員

わかりました。チャレンジしたい若者がいても、誤解というか、先入観から、いろいろなことを思って、ぜひ、明確にこういう条件だという点と、広く公募をして、全く新規のものでも出店できるように、区画が埋まるような募集をしていただきたいと思います。その点に関しては、今年は間に合わないにしても、今後、海の家がどんどん減って寂れていく中で、そのような考えはございませうか。

○杉岡商工観光課長

そういった新規に出店される新しい方が伸びるような形であれば、観光協会ともお話をさせてもらいまして、こういった形で、新規の方を出店していただくかというのを検討してまいりたいと思います。

○田中委員

そうですね。本当、そうやって募集しても、もし、集まらないようでしたら、また出店者の方に補助を出したりして、若者の新規事業チャレンジを後押しするようなことも有効だと思いますので、そういった感じで、柔軟に考えて、せめて、区画だけは埋まるような取り組みをしていただければと思います。

もう1つ、3月の一般質問で提案させていただいた、虹ヶ浜、室積海岸の幼

児用プールの時間延長についてですが、その中で、僕が受けている市民からの要望だけでなく、海水浴場の事務所にも市民から要望が寄せられていたとお聞きしました。今年も海水浴場開設に向けて総会などがあったと思いますが、その場で、「市民、議員から幼児用プールの時間延長の要望がありました」など、皆さんの意見を聞いたり、実現に向けて何か取り組まれていることがありましたら、教えてください。

○杉岡商工観光課長

ただいまの質問でございますが、海水浴の開場をする前に、運営委員会を開いております。その中で、そういった御意見は、直接はいただいております。委員さんには、学校教育関係の方もいらっしゃいますが、教育サイレンの関係もある中で、海水浴場の海水時間は5時までで、それから帰られて、6時には自宅に帰れるという状況の中で、今年度も引き続きやらさせていただくということになっております。

○田中委員

教育サイレンのことは、相談しに行ったときに言われたので、教育委員会にも相談に行って、小学校にもお聞きしに行って、6時までに帰れという定義内容な答えではあったのですが。

それでは、一般質問の中にもありましたが、仮に、海水浴場を1時間延長したとして、室積海水浴場と虹ヶ浜両海岸、どれぐらいの費用になるかというのは、試算はされましたでしょうか。お聞かせください。

○杉岡商工観光課長

実質的に試算はしておりません。ただ、実際の費用がかかるものは、海水浴場の警備の船の船舶の委託料、並びに安全監視員等の人件費が増額になるかと思われませんが、試算については、これから、どのぐらいのお金がかかるか、試算はさせていただきたいと思っております。

○田中委員

試算をしていただけるとのことなので、ぜひ、お願いします。

市民からの要望、僕が言う前に、もうお聞きしていたともお聞きしましたし、また、議会での一般質問でも、僕のほう要望をお伝えしておりますので、ぜひ、本当に真摯に検討をお願いしたいと思います。

例えば、我が子に誕生日プレゼントをしようと思ったら、何が欲しいか、どれぐらいの値段か、できれば、我が子が欲しいものをプレゼントし、願いをか

なえてあげたいと思います。そして我が子の喜ぶ顔を想像すると思います。行政も同じだと思います。僕は。市川市長が言われています株式会社光市の利潤は市民の満足度から不満を差し引いたものだとおっしゃっておりますので、市民の願いがかなうように、どうやったら実現できるか。さまざまな検討、アイデアを出し合うのも行政の仕事だと思いますので、どうか、お願いして、終わらせていただきたいと思います。

○大田委員

鳥獣被害について、お聞きしたいと思うのですが、現在、どのような状態になっていますか。

○藤井水産林業課長

鳥獣被害ですが、一番近い平成24年度の実績で、お答えいたしたいと思います。光市では、捕獲隊が3隊ございまして、それを中心に捕獲をしておりますが、24年度の実績数で申し上げますと、捕獲隊3隊によるものが、イノシシが289頭、猿が3頭でございます。それ以外で、自衛わなによる捕獲が、イノシシが16頭でございます。

○大田委員

約300頭近いイノシシを捕獲されているようですが、先般、うちの周りにも昼日中イノシシが出ました。幼稚園が近くにあるので、パトカーも何台か出て、警備に当たられたみたいですね。そういうようなときに、イノシシの被害に幼児があった場合は、どのようにされるのですか。

○藤井水産林業課長

まず、被害に遭ってはならないことでございますので、そういった危険な状況、特に、幼稚園、保育園、小学校の近辺で、そういう確認情報を提供いただいたときには、各学校、保育園、幼稚園等にも必ず連絡はしておりますし、捕獲隊には、当然のごとく連絡はしております。箱わなには数がございまして、市の職員もパトロールはもちろんでございますが、連携して、そういった体制をしております。今、委員さんがおっしゃられたように、危険性がある場合には、もちろん警察にも、これまで要請等の御協力をお願いしているということでございます。

○大田委員

捕獲隊が出られる。それで自衛のわなで捕らえると。幼稚園の周りに出たと

いうたときには、捕獲隊が出てとるのだらうと思うのですが、もし、自衛の人もとろうと思ったら、できるのですか、できないのですか。

○藤井水産林業課長

自衛わなは、免許をとってらっしゃいますので、とることは可能でございます。済みません。とることはできません。申しわけございません。失礼しました。

○大田委員

自衛のわなは自分の田んぼの周囲、何メートルかに決まっていたと思うのです。だから、とることができるのかなと思ってお聞きしたわけですよ。できないのですか。

○藤井水産林業課長

はい、できません。自衛わなの方はそのような場合はできません。

○大田委員

そうなると、捕獲隊に来てもらうようになるのですが、捕獲隊はすぐ要請に応じて来てもらえるのですか。

○藤井水産林業課長

捕獲隊の方も自分の職業を持っておられる方もいらっしゃいますので、すぐの対応ができない場合もございます。緊急性が必要な場合には、そういう緊急出動を市が捕獲隊に要請することも行って対応しております。

○大田委員

捕獲隊の人も職業を持っておられるから急にはできないという答弁だったと思うのですが、緊急を要するときには、市役所のほうから行くのですか。

○藤井水産林業課長

そういう緊急性、すぐに現地に行って対応が必要なときには、緊急の出動を捕獲隊に市から要請するという意味でございます。

○山本経済部長

私のほうから一言。委員も十分御承知だと思うのですが、今、お尋ねのような民家の近く、あるいは小学校とか、保育園の近くにイノシシが出た場合には、

いずれにいたしましても、銃で撃つことはできません。ですから、基本的には、追い払って、山に追い込んでいくという作業になりますので、これについては、捕獲隊に連絡を差し上げて、すぐ、その辺の対応ができない場合には、もちろん職員が行きまして、山に追い払っていくというような対応をさせていただいております。

○大田委員

今の答弁だったら、追い払うと。まず追い払うことから始めると。それから、捕獲隊のわなを仕掛けるような段階に入ると。わかりました。できるだけ、園児やら、小学生やら、小さいお子様がいるところには、イノシシが出て、けがをさせても困りますので、気をつけてやってください。よろしくお願いします。

以 上